

平成25年3月佐川町議会定例会会議録（第3号）

招集年月日 平成25年3月12日

招集の場所 佐川町議会議場

開 議 平成25年3月12日 午前9時2分宣告（第5日）

応召議員 1番 森 正彦 2番 片岡 勝一 3番 松浦 隆起  
4番 岡村 統正 5番 坂本 貞雄 6番 中村 卓司  
7番 氏原 義幸 8番 松本 正人 9番 永田 耕朗  
10番 西村 清勇 11番 今橋 壽子 12番 嶋崎 正彦  
13番 徳弘 初男 14番 藤原 健祐

不応召議員 な し

出席議員 1番 森 正彦 2番 片岡 勝一 3番 松浦 隆起  
4番 岡村 統正 5番 坂本 貞雄 6番 中村 卓司  
7番 氏原 義幸 8番 松本 正人 9番 永田 耕朗  
10番 西村 清勇 11番 今橋 壽子 12番 嶋崎 正彦  
13番 徳弘 初男 14番 藤原 健祐

欠席議員 な し

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	榎並谷 哲夫	教育次長	岩本 敏彦
副町長	西森 勝仁	産業建設課長	渡辺 公平
教育長	川井 正一	健康福祉課長	下川 芳樹
会計管理者	西森 恵子	町民課長	横山 覚
総務課長	岡林 護	国土調査課長	氏原 敏男
税務課長	河添 博明	農業委員会事務局長	氏原 謙
滞納整理課長	岡本 直美	病院事務局長	笹岡 忠幸

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 田村 泰富

町長提出議案の題目 別紙のとおり

議員提出議案の題目      な し

議 事 日 程                      議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。

平成25年3月佐川町議会定例会議事日程（第3号）

平成25年 3月12日 午前9時開議

日程第1 一般質問

日程第2 常任委員会審査報告について  
総務文教常任委員会  
産業厚生常任委員会



議長（永田耕朗君）

おはようございます。ただいまの出席議員数は14人です。  
定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。  
これから日程に入ります。  
本日の日程は、お手元に配付のとおりとします。  
日程第1、一般質問を行います。  
昨日に引き続き、一般質問を行います。  
6番中村卓司君の登壇を許します。

6番（中村卓司君）

おはようございます。議長のお許しをいただきましたので、質問をさせていただきたいと思っておりますけれども、少し所見を申し上げて、質問にいつもどおり入らせていただきたいと思いますと思っております。

昨日来より、議員の皆さんが申されておりました3月の11日、2年前、3.11ということで大変な不幸な出来事、自然災害が起きました。いまだに行方不明の方がたくさんおられることや、ふるさとも帰れない方がたくさんおいでることに対しまして、深く哀悼の意をあらわすものでございます。1日も早く、東北復旧が行われることを願っておる一人でもございます。

また、町長は、引退という重大な決意を、このほど発表をされました。私にとって、大変驚きのことでございました。さすがだなあという感じも思っております。

思い起こしてみますと、今から7年前、7年半前でございますでしょうか。私も、町長と同じ場で、町長選ということをおこなわせていただきましたが。そのときには、お互いに切磋琢磨してやろうということで、残念ながら、私にとっては残念ながら敗戦ということになりましたけれども。

町長は、この間に、7年半、随分努力をされ、大変な御苦労があったかと思っておりますけれども。そして、3年前、私が議員に復帰をして、町長と論戦を交わすに至ったわけでございますけれども。最初的时候は、私の大声に対して、一言だけ、大声を出して立ち向かっておったということを記憶の3年前に覚えてございますけれども。ただ、その一度だけ、大きい声を上げておられましたけれども。そのほかには、常に冷静で、大きな心で、質問にお答えをいただきました。私にとっては、偉大なる先輩であり、師であるというふうに思っております。

それ以来、1回も欠かさずに質問をしてまいりまして、御丁寧なお答えをいただきました。ぜひですね、残された6月議会、9月議会、そういうお気持ちで、ぜひ、「ならぬことはならぬ」というテレビでもございますけれども、そういうお気持ちで過ごしていただきたい。切磋琢磨をしていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

そういう気持ちも含めてですね、今回の質問、何点か、させていただいておりますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

まず最初に、地域振興計画ということで、「ほどよいまちづくり」の提案が、平成18年に、最初に行われまして、そのことにつきまして、12月議会の中でも発言をさせていただいて、佐川町総合開発審議会より、平成18年3月の27日に答申されました、この計画について見直しをしてはどうかというふうな話をさせていただきました。

それは、3年、5年ごとにですね、見直しをするというふうな案もございますけれども、残念ながら、今までに見直された経過は1度もございません。そして、ちょうど半分になったときには、5年のときに見直していくべきであろう、ということで私のほうから発言をいたしましたところ、見直す、というふうな発言が町長からございました。それまでに見直されておらないようでございますけれども、この総合計画は、中身を見てみますと、次への予算が関係しているのです、見直しをしてから、できなかったこと、それから、これからやることについて、十分な検討をして予算を組むというふうな内容も書かれてございます。

その点についてですね、まず、町長のほうから、見直しがなされてないけれども、今後見直されていくものかどうか、所見があれば、お聞かせを願いたいと思いますので、よろしくお願いを申し上げます。

町長（榎並谷哲夫君）

おはようございます。中村議員さんの御質問にお答えいたします。前段で、大変、私を褒めていただいたのか、ちょっと私、理解に苦しみますけれども。個人的なことにつきましてのお話をありがたく頂戴いたします。ありがとうございました。

ところで、私たちが、従来の形と違った形で、住民の手による総合計画ということで、これは、多分、私も行政に長いことおりました、大体は、コンサルタントに、ああいうのは頼んで、大体、全国

統一的な金太郎飴的な、あるいは風呂敷を広げた夢に、壮大な夢を、そういうのは大体、総合計画の形であったというに思っておりますけれども。佐川町では、そうしたことを反省をして、自分たちで、そして住民の皆さんの力を借りて、やろうじゃないかということで立ち上げたのが、今回の総合計画であったというに思っております。

この中身につきましては、ほんとに、大変一般の町民の方々、そして有志の方々に御協力いただきまして、ほどよい、という大変言葉としてはあいまいさにも聞こえますけれども、やはりこういう厳しい時代に合った内容のものであったというに思っております。

ただ、中身については、今、中村議員おっしゃられたとおり、予算を、あるいは実施をどうするかという具体的な、数字を入れてまでの内容になってないということは、これ反省に立つわけでございますけれども。この間、約7年を経過しようとしておりますけれども、その線に沿った形で、行政を進めてまいっております。

そうしたことで、この議会でも7年たった。もう、やはり情勢も若干変わりつつあるということで、中身については検討もしますというふうにお答えいたしました。ただ、まだ見直しを実施いたしておりますけれども、今、御質問にもありましたように、これは25年度には、やはりこれをもう一度見直して、新しいものを、あるいは新しいものにするのか、中身を訂正してそれで進めるのか、それは、これからの議論になりますけれども。とにかく中身を精査して検討して見直す必要があれば、見直すということに方向を決めたいというに思っております。

ただまあ、まだ、手がつけてないということは事実でございますから、この点については若干、私どもも、この議場で議論をした内容とはちょっと違いますので、これはお断りしなければなりませんけれども、やはり、社会が大きく動こうとしておる中で、やはり見直す時期にはきておるというに思っておりますので、よろしく願い申し上げます。

総務課長（岡林護君）

私からは、先ほどの町長の答弁に、ちょっと補足的にですね、ちょっとお話をさせていただきたいと思いますが。この平成18年度に策定いたしました第4次総合計画「ほどよいまちへ」につきましては、平成18年度から平成27年度までの、いわゆる本町におけるまちづくりの指針を示すものとなっております。

既にもう、策定から6年近くが経過しているという状況です。この総合計画というのは、通例ですね、基本構想は10年サイクルで改訂して、基本計画は5年サイクルで点検して、それから実施計画は、1年から3年サイクルで点検するというのが一般的な捉え方だと思っております。

先ほど町長から申しあげましたけど、確かにこの間、本町を取り巻く状況というのは変化しております、また、計画策定時には想定しなかった社会経済情勢の変化もあろうかというふうに考えております。

ただ、こうした変化はですね、先ほど申しあげましたように、総合計画というのは、基本構想と基本計画と実施計画という形で構成されておるんですけど、その基本構想と基本計画につきましてはですね、そうした時代の変化について見直すほどのものではないというには考えております。基本的に、あくまでも基本となる構想と基本となる計画でありますので、時代の流れには、一応対応してるというに考えております。

ただですね、先ほど来から出てます数字、予算上の数字とか、そういう事柄というのは実施計画につながってきますので、その実施計画については、基本的なこうした時代の流れに対応する内容にはなっていないと考えますので、その見直しを、先ほど町長が申しあげましたように、平成25年度に、実施計画を見直すという方向で考えております。

ただ、これは事務レベルだけでできる問題ではありませんので、総合計画審議会です、十分御協議いただいて、かつ、内部組織であります総合計画策定本部会も開催しつつですね、そうした過程を経て見直していきたいと考えております。以上です。

#### 6 番（中村卓司君）

という、お二人の答弁ございましたけれども、それではですね、ひとつ、提案という私の意見を申しあげておきたいんですが、25年に見直すということでお話ございましたけれども、27年で終わるんで、25年に見直すというのは、とんでもない遅れをしてるわけです。そういった意味で、12月議会のときには、町長は、見直すということのお答えをさせていただいたというふうに思うんですが、その総合計画の中で、なぜ見直さなならんのかと思いましたが、町長が、昨日来、実績の中で何をやったんかということで、各議員が質問に

対しまして、新エネルギーの問題とかですね、上町の問題とか、いうことで実績を上げられておりましたけども、この中に、そういうのは一つも出てこないわけですよ。

そういうことがあれば、3年なり5年のときに、そういう計画の、時代時代にあったことに対して見直しをしていくというのが当然のやり方で、その当然のやり方をやってないんで、いくつも指摘があるたびに、町長の思いだけで方向性が決まっていきやせんかっていうことを言われても仕方がないんだということを、あえて申し上げておきますし、町長も、少し、12月の議会のときにも、ほかの議員さんが言われたときにも、そのことにも全否定はされなかったというふうに覚えております。

そこでですね、また少し戻りますけれども、先ほどお答えのいただきました総合審議会、当時の会長さんは森正彦さんでございまして、当時は議員さんではございませんでしたけれども、現在は1期生の議員さんとして頑張っていらっしゃいますけれども。この総合開発審議会というものと、策定審議会と、少し申し上げましたよね、総務課長のほうから言いましたけれども、その違いがあるのか。それと、総合開発審議会というのは、なお今でも生きてる会なのか。それを再確認をさしていただきたいと思っておりますので、お答えをいただきます。

総務課長（岡林護君）

お答え申し上げます。まず、先ほど私からも申し上げました。佐川町総合計画審議会、これにつきましてはですね、その3条に組織がうたわれておまして、町議会の議員が8人、そして町教育委員会の委員が1人、そして農業委員会の委員が1人、そして町の職員が1人、そして町の区域内の公共的団体の役員及び職員が3名、そして学識経験者が6名、それから町の区域内の組織団体の役員が5名ということで構成されるというふうに定められております。

ただ、委員の任期は2年ということになっておまして、これを、森さんが会長でつくっていただいた段階から、もう既に数年が過ぎておりますので、現在、この審議会そのものは、既に任期が切れている状況と。だから、仮に、仮にと言いますか、25年度に、この審議会をまた立ち上げると、この実施計画を見直すに当たってはですね、立ち上げるという必要性が生じてくるということになるかと思えます。

それからもう一つですね、佐川町総合計画策定本部というのがございます。これは、基本的には内部組織になっておりまして、本部長、それから副本部長、本部員、監事という構成になっておりますが、この2条で、本部長は副町長の職にある者をもって充てる。そして、本部員は、教育長、教育次長、会計管理者及び各課・局長の職にある者をもって充てると。それから監事は、病院事務局次長、農業委員会事務局次長、教育次長補佐、各課の課長補佐及び室長並びに係長の職にある者をもって充てるということになっておりまして、これは、当然、内部組織ですんで、任期等という問題ではありませんけど、必要に応じて開催していくということになる。そういう位置づけになっております。以上です。

#### 6 番（中村卓司君）

ということは、内部での策定審議会ですか、それはまあ現在でもあるけれども、外部的に佐川町総合開発審議会というものは、もう2年で自然消滅してるということだそうでございますが、そこでですね、2年が、審議会が終わったとしても、この基本計画、基本というか、もとにある4つの項目を掲げていますよね。

まず1つがですね、本計画の趣旨や理念について、住民の理解を得られるように継続し、周知啓発に努める。というのが第1番目ですけども。果たして啓発をやってきたのかどうか、これ1つ。それから2番目にですね、その事業を具体的にいうことが、ほんとに具体的にやられていたのかどうか。それから3つ目にですね、定期的な点検。これはやってないですよ。こういうの行われてない。3つ目は行われてない。それから4つ目に、この本計画の理念である協働ということを進めてきたのか、体制ができていたのか。

この4つを、どうですかね、やってきたのか。やってきたなら、どういうふうにやってきたのかを、まず、そこをお聞かせを願いたいと思います。総務課長のほうからお願いします。

#### 総務課長（岡林護君）

一つはですね、点検ということなんですが、点検は、今までの議会の中でも何度かお答え申し上げたと思いますけど。正直な話、きちっとやられてきたということにはなっていないかと思えます。それからあと、これに基づいた事業の展開というのは、これはもう非常に多岐にわたると思えますけど、基本的には、佐川町が今、取り組んでいるさまざまな事業、もちろん歴まちもそうですし、それか

ら社会福祉もそうだと思いますし、それから、いわゆる建設関係の事業もそうだと思いますし、土木建設関係も事業だと思いますけど、そうしたことを、全てのことを捉えていけば、基本的には、この総合計画に基づいて行われているということは言えるかと思っております。

なかなか、その部分ぐらいしか、ちょっと申し上げられませんが、基本的には、ただ、点検としては余り十分に行われてきてなかったということは十分反省せないかんところだとは思っております。

#### 6 番（中村卓司君）

ということで正直なお答えをいただいたと思います。のらりくらり何のかんのという言いわけをせずにですね、正直に、やれてないというのが認めていただいたというふうに思っております。

私もですね、そのとおりだと思っております。そこでですね、見直すということのお答えをいただきましたので、ぜひですね、25年度にはですね、見直しをして、残る2年間で充実する2年であるようにですね、お願いをしておきたいと思っておりますし、また、その総合計画っていうものはです、私に言えば、佐川町の羅針盤、船が行く方向を決める羅針盤だと思っておりますので、時代、例えば、船が進む方向に嵐がくるやったら、回避をせないかんし、星の夜、天気の良い、そのときには、今、行動を起こすべきというものがあろうかと思っておりますから、その都度、見直していくべきであったことを、してなかったことをございますので、十分な反省をいただいたと思っておりますので、ぜひ、25年度早々にですね、見直しをしていただいて、町長は引退されるということをございますので、次の町長にはですね、その方向性をしっかり引き継いで行く、いうな方向でよろしくお願いをしたいと思っております。

ほかにも質問がございますので、このことにつきましては以上にさしていただいて、見直すということのお答えをいただきましたので、今後ともよろしくお願いを申し上げたいと思っております。

続きまして、2番目のですね、ごみ処理の談合問題につきまして質問をさせていただきたいと思っております。

この、ごみ処理の談合問題、この問題は、先般の、高知市のオンブズマンの方々が、多大なる御努力によりですね、表面化したのではないかと、私は思っておりますし、マスコミ等により町民の

方々に知るところとなつたのではないかと思います。

ちょっと、少しあれでございませうけれども、その努力に対しては、大変な、私は敬意をあらわしたいというふうに、私は、個人的に思っています。

両田村さんにはですね、いろいろな情報をですね、会って話したことはありませんけれども、手紙等でですね、情報を私どもに入れていただきましたし、議会の中でも、心ある議員さんは「何かありやあせんかや」と。「町議の中でも黙っちゅうわけにはいかんやないか」という声も出たのも事実でございませう。

そのことに対しまして、行動を何も起こさなかつたっていうことには、私の中では、大変な反省でございませう。したがって、この場ですら、その反省も含めて、少し知恵を入れてまいりましたので、私の考え方や町の執行部の方々に、そのことを質問をさせていただいて、このことの事件を少しでも明らかに、そして町の考え方をですね、つまびらかにしていきたいというふうに思つてございませうので、お答えをいただきたいと思つてございませう。

そこでまず最初に、この事件をですね経過、私なりに調べた点もございませうけれども、町のほうからですね、わかっている範囲で、経過をですね説明を願つてから、詳しい質問をさせていただきたいと思つてございませうので、その説明をお願いいたします。

町民課長（横山覚君）

中村議員にお答えをいたします。この件につきましては、訴訟だけでなく、それに基づきますといひますか、住民監査請求から發してまして、実は、住民監査請求がですね、今、中村議員が言われました今の二人の方からですね、23年の6月27日、この日に、町監査委員に対しまして、佐川町職員措置請求書、いわゆる住民監査請求が提出されまして、受理が行われました。

同年、7月11日には、この住民監査請求に関します陳述の機会が設けられた後、8月末には監査委員におかれまして、本請求の棄却が決定されております。

そして、続く同年9月21日に、同じくオンブズマンの両2名の方により高知地方裁判所に訴状が提出されまして、その後4回の弁論準備、4回の口頭弁論を経まして平成24年11月6日に結審となりまして、平成25年2月8日に判決が下されたところですが、1審の判決を不服といたしまして、2月18日に高松高等裁判所に控

訴をしているものであります。

6 番（中村卓司君）

町のほうの説明でございましたので、その程度だというふうに思っていますが、その前の経過も、この告訴状の中にはですね触れていますので、その点を私の調べた範囲で、その経過をですね、私の持っている経過を今から述べたいと思います。

もともと両田村さんが疑問に感じ始めた、その最初の時期は、平成 22 年の 4 月から 5 月の間ころだったというふうに記憶の中から、この告訴状には書いてございますけれども。平成 22 年の 4 月から 5 月、今から言いますと、3 年前になるときでございます。そこからですね、情報を得て、談合がありゆうきに、というふうな話の中から、話が始まったというふうに思っています。

その間に、23 年 6 月の 27 日に、監査請求を行っております。その監査請求の中から結論が出たのは 7 月だということで、課長のほうから説明がございました。そして 23 年の 8 月の 22 日に、いわゆる、それはなかった、というふうに監査のほうからの結論が出、いや、そうではないよ、ということで、23 年 9 月の 21 日に告訴をして、そして 24 年の 11 月の 6 日に口頭弁論があって、そして 25 年の 2 月の 8 日、先月の 8 日、一月ぐらい前になりますよね、そこで判決が出されたという、こういう経過になってございます。

後のほうは、課長のほうから申されたことだと思いますけれども、この中身について入る前に、前に、少しですね、聞いておきたいことがございますので、お答えを願いたいと思います。

まず一つ、資料の中には、平成 20 年からの入札といたしますか、見積り合わせといたしますか、随契といたしますか、後でこのことは明らかにしますけれども、平成 19 年の実施計画の金額と、それから業者、確か 2 業者だったと思いますけれども、その金額を教えてくださいたいと思います。19 年だけで結構です。

町民課長（横山覚君）

お答えをいたします。

平成 19 年でございますが、事業費の予算額は 4,476 万円でございます。そして佐川町の全地区を 2 つの地区に分けまして、A 区域、B 区域としております。その A 区域を委託をしましたのが佐川衛生、そして B 区域につきましては、春日清掃衛生。その両方とも、その予算額の半額で委託をしておりますので、2,238 万円ずつが委託額

となっております。

6 番（中村卓司君）

ということは、いわゆる満額、100%で引き受けをいただいたということになります。あえて100%と、私、ここで申し上げますが。そのときの契約の内容は、随契というふうに、私は解釈をしていますが、100%の随契だと解釈をしておりますが、その点のお答えをお願いいたします。

町民課長（横山覚君）

おっしゃるとおり100%の委託となっております。

6 番（中村卓司君）

それでは、20年度からの以降、業者が4人になってございます。で、4人になっても以後の、20年から24年までの契約、入札、いわゆるその間のやり方は随契で実施をしているのか、それとも、言葉がですね踊ってもいけませんけれども、随契以外で、この金額が落とされているのか、その辺の認識を、お答えを願いたいと思います。

町民課長（横山覚君）

随意契約で行っております。

6 番（中村卓司君）

このやり取りはですね、また後にしたいと思います。後にしたいと思います。

そこでですね、まず、ごみの実施計画書、これはまあ役場でこしらえているというふうに思っております、私も資料をいただきました。23年のですかね、いただきまして見てみました。これがなかなか難しい。私が、ど素人でございますので、特に難しいですが。後で聞いてみますと、こういうふうにやるんだというふうに聞いていますけれども。議員の皆さんも、特に資料がないんでわからんかもわかりませんけれども。単価表っていうのが、1から順番にこう、ふられておりました、その実施に至るまでの金額に及ぶ累計の中で、1から11まで、それぞれ値段が打たれているわけですよ。要る材料、例えば、ユニット車、トラック車、パッカー車っていうのは要るわけでございますので、それに単価を打っていく。そしてそれに見合う人が要るんで、その日当も打っていく。そして給料を当てはめるという計算でやっているんですけど。

このやり方っていうのはですね、課長のほうもかわられて、もう

ずーっとやられるそうなんですけど、少しそのやり方っていうものの認識をですね、課長が思っている単純な思いで構いませんので、この計算をするときですね、やり方といいますか、それをですね教えていただきたいと思います。

町民課長（横山覚君）

お答えいたします。基本的に、実施設計書の作成につきましては、高知県の土木部、積算図書の労務部資材単価表、そして建設機械等損料算定表の数値、それから町で徴収いたしました積算数値を使いまして、県が使用しております請負工事機械経費積算要領に当てはめて算出した数値をもって実施設計を作成しております。というのが、基本的な御説明ですけども、平たく言いましたら、基本的には、収集稼働日数に対応しました収集運搬車の損耗費、それと収集業務を遂行するための労務費などによって積算をしております。

6 番（中村卓司君）

単純に言いますと、県下とも、こういう様式でやってるといふふうに認識をしますけれども、そうでないところも、多分あろうかと思えます。

私、調べましたんですが、県内の資料はちょっと入りませんでしたけども、県外では、こういう問題がちよくちよく起こるようございませう。したがって、この計算、実施設計というのはですね、ごみの量に当てはめるといふのが、まあ言うたら、近代的なやり方っていうのがだんだん増えています。というのは、これでいきますと、材料、ごみの材料ではなくって、その、いる業者の負担分に対しての見積額ということになろうかと、私は認識をしています。

そこで、少しですね、方向を変えてですね、これは、一般ごみ、いわゆる町内にあります 270 カ所のものを集めて、ごみを収集して運んでいく、というふうなやり方の町での仕事の内容の実設計金額でございますけれども。

そしたら、あと一般の方、一般の方というのは、純粋な一般の方じゃなくて、例えば、サンシャイン、清和病院、それから大きいところがあったらですね、そういうところで、こういうお頼みするところがあるかと思えます。町に一つございませう。高北病院でございませう。高北病院のやり方、当然、ごみ収集やってるんで、それをどういふふうやってるか、事務長のほうからお答えを願いたいと思えます。

病院事業副管理者兼事務局長（笹岡忠幸君）

お答えをいたします。高北病院でのごみ処理につきましては、町内のごみ処理業者さんに委託をしてやっておるわけでございます。委託決定に当たりましては、病院のほうで、これだけごみの量が出ますということをお明らかにしております。それは、また、ごみの量と、収集回数ですね、二本立てで明らかにして、見積書を出していただいて決定するわけですけれども。病院の場合は、週4回、これは可燃ごみです。可燃ごみを週4回。それから不燃ごみですね、これは週1回、収集に来てもらうということ。それからもう1点、集めたごみを処分しなくてはなりません、それは広域の処分場のほうへ持って行ってもらいますが、1回当たり、病院のほうでは450キロのごみ処分をお願いしたいということで、それに見合う見積書を所定の期限までに提出してもらって、最も安価な価格提出のあった業者さんに決定するというやり方でございます。

6番（中村卓司君）

というのは、今の役場のやり方とは違いますよね。ごみの量で、これぐらいだからお願いします。そして処理場でやる必要のお金がございますので、それもまあ業者さんが立てかえているという意味で、お金を算定をしております。これが本来のやり方ではないか、っていうふうに私は思ったんですけども。

ここにですね、彦根市産業廃棄物減量等推進審議会というのが、調べた資料がございます。これ、なぜ調べたかという、こういう問題が起きるので、ごみの量を算定してから業者にお任せしたほうがいいのではないかというふうな基本的な考え方ですね、調べたわけです。これ、いちいち調べております。この調べるのは大変かと言いますと、話になりませんが。ここは、そういう問題が起きたので、こういう資料を集めて、キロ数を算定したと。

ちょっと読んでみますとですね、可燃ごみ、生ごみが、一般家庭の発生するのが大体200グラム、一人で。これ算定基礎です。だから家族何人で何キロ。その中に、新聞やったら何キロ、全部設定基礎というのがあって、それを処理するために機械が要るからなんぼですよっていうことの設定をしております。まさに高北病院がやっているとおりやっていますよ。だから、そうやっていくのが本来のやり方ではないかというふうに、私は思っています。このことは参考資料で、ちょっと頭の中に、ひとつ置いていてくださいね。

そこで、いよいよ内容に少し入っていきたいと思います。

それでは、少し内容に入っていきたいと思いますが。随契、随契でないというふうな押し問答になるかもわかりませんが、これは随契だというふうに言って、横山課長のほうから全部、随契だということでしたけれども、4業者、A地区、B地区の2つかしないところに4業者が入ってくるっていうことは、普通に考えた場合、普通に考えた場合、これは随契ではないというふうに私は思うんですけども。もう一度、それでも随契というならば、私の納得できるようなお答えが、そちらが納得しているお答えかわかりませんが、それを聞かしていただきたいと思います。

町民課長（横山覚君）

お答えをいたします。中村議員のおっしゃいます随意契約といいますと、基本的には特命随意契約で、一つの業者に対して任意に契約を結べるよ、というふうな形が随契というふうに思われますが、一般廃棄物収集の関係で、今4業者が出ております。その業務の内容につきましては、特殊なパッカー車が要ったり、それから廃棄物に対する知識とか、それから収集方法とか、そういうふうな特別な内容がございますので、そういうふうな関係から随意契約というふうな形で結ばせてもらっております。

総務課長（岡林護君）

総務課は、この見積り合わせを担当しておりますので、一般の指名競争入札もそうですが、このごみ処理のほうも、この見積り合わせも、ちょっと、その場においては担当しておりますので、その観点からちょっとお答え申し上げますけど、基本的に、先ほど申し上げたように随意契約です。

というのは、地方自治法にですね、契約の形態がうたわれておまして、一つが一般競争入札。そして次が指名競争入札。そして次が随意契約ということです。

一般競争入札は、御存じのように、広く一般にですね、公募するということになりまして、指名競争入札は、あくまでも指名登録された業者の中から町のほうから指名して入札を行うと。随意契約は、その指名云々にかかわらずですね、それ以外の方法で行うということになりますので、つまり、一般競争入札、指名競争入札以外の契約であれば、随意契約になるということになるかと思えます。以上です。

6 番（中村卓司君）

それでは、お尋ねをします。土木関係の随意契約というのは、決まりを言うてください。

総務課長（岡林護君）

それは、決まりというのは、多分、上限金額のことをおっしゃってると思うんですけど、それは 130 万円ということに、請負契約についてはですね、130 万円であったと思いますが、ということだと思います。

6 番（中村卓司君）

そういったように、土木関係はある程度縛りがあるんですよ。それでも、随意、みんな来てオーケーですよ。見積り合わせでやるやったら、それでも随意契約というふうな意識が取れそうに思うんですよ。ほかの問題にも、先ほど課長の言ったお答えならば。けども、ちゃんと決まりがあって、130 万以下やったら構んけれども、それ以上あかん、とこういうふうに規定があってですね、縛りがあるんですよ。今度の場合にも、それが、しかるべきであると私が認識の中からですね、随意契約じゃないというふうに断言して言えると私は思っています。

だって、金額としても、何百万以下っていうのはないんですから、ましてですね、何千万の契約をしてるわけでございますので、それ、ないというふうに私は思っています。

そこで、そこでもう一つ。

ちょっと休憩していただけますか。

議長（永田耕朗君）

休憩します。

休憩 午前 9 時 48 分

再開 午前 9 時 49 分

議長（永田耕朗君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

6 番（中村卓司君）

そこです、この判決の 4 ページ、皆さん持ってないと思います。課長は持っていると思います。4 ページの下のほうに、こう書いてあります。これはですね、前提となる事実ということの項目の中

に、これはですね、業務委託業者の選定方法の中からですね、西森副町長がですね、弁論で答えた文の中ですね。こう書いてありますね。

佐川町は、平成 20 年度以降、一定の競争原理を導入すべきと判断のもとに、本件業務にかかわる業務委託業者の選定を指名競争入札に準じる形で見積り合わせのように行った、とこう書いてますよ。準ずると書いてますけれども、それは指名競争入札に準ずると書いてありますから、そういうことじゃないんでかね。それでも随契ですかね。もう一度お答えお願いしたいと思います。

総務課長（岡林護君）

お答え申し上げます。随意契約です。そのはですね、先ほど金額云々でおっしゃりましたが、いわゆる地方自治法の本法のほうに、随意契約による場合はですね、こうあらねばならないということで、地方自治法施行令の 167 条の 2 でうたっておりますが、その中に、確かに第 1 号で、金額、これ以内の金額であれば、当然、随意契約です、ということと、それからあと、全部で 4 号までですか、4 種類のその契約について、と。必ずしも、だから金額によらない場合でも、その契約の内容が、いわゆる指名競争入札とか一般競争入札に適しない場合、その契約の性質が適しない場合は、随意契約もできますよ、ということがうたっております。

この場合は、その金額によらない場合で、そうした性質の、契約の性質が随意契約によって構わないといえますか、そういうものに適合するものであるということによって、この場合は随意契約であるということが言えるかと思えます。

6 番（中村卓司君）

私の認識と少しずれがありますけれども、この押し問答をしても仕方ないので、次に移らせていただきますが。

そこで、裁判ではですね、請求をなさいという結論が出たわけでございますけれども、その内容はですね、私の調べてる、この裁判所の中ですけれども、確認をさせていただきますけれども。平成 22 年度の A 区画の入札金額が 1,660 万。この金額が基準になってですね、裁判の中ですよ、基準になって、計画からいきますと 75% の金額で、これが基準になって競争原理が働いて、これぐらいなら妥当な線だっていうふうなことと、99.何%ということに対して裁判官が疑問を呈したということの金額で、いわゆる B 社には 940 万、

A社には515万の損害が生じたであろうということで町に請求をなささいというふうになった経過が書いてございますよね。そこで、町の姿勢ですよ。いわゆる談合はなかったということで、高松高裁に上告をするわけですけども、もう一度、お答えを願いたいと思います。談合はなかったということで、よろしゅうございますかね。

町長（榎並谷哲夫君）

お答えいたします。私どもとして、町としては、談合はなかったという判断で事業を執行いたしておりますので、そういうことになると思います。

6番（中村卓司君）

談合がなかったと、あえて、私、聞いたんですけども。談合のあるなしを認識をしちよったということですよ。いわゆる談合があったかなかったかというたら、なかったということですので、談合という言葉は頭にはあったということですよ。よろしゅうございますか。

町長（榎並谷哲夫君）

これは、昨今、こうした公共事業を含めて、この談合という言葉が出てきておりますので、これは、談合という認識はあって上での、ないという判断でございます。

6番（中村卓司君）

そしたらもう一度、別の視点から聞きたいと思いますが。随意契約で、もし、このような談合があってもしかたないと、いわゆる平成19年、19年は100%ですよ。計画に対して100%。それでも、今会の場合、談合があってもなくても、平成19年の最初の契約から、例え99.何%で、あれも安くなってますよね。安くなってますよね、ということは、町の経費としては助かったということが、一方じゃ言えるわけですよ。そうすると、そういうことから考えたら、たとえ談合があったとしても安くなるならいいんじゃないかという感覚もありますけれども、僕の考えが間違うちよったら、言うてください。総務課長、どうですか。

総務課長（岡林護君）

ただですね、私もちょっと法律の名前忘れましたが、そのごみ収集に関して法律がありまして、それは基本的に、地方公共団体がすべき事業ということになっておりますので、必ずしもその金額が安くて、それで町が得したとか、そういうことじゃなくて、あくまでもその業務が適正に行われるということが、あくまでも大前提

ということになるかと思えますので、それは当然、ごみ収集というのは、住民生活に最も密着した部分ですんで、それがおろそかに行われるということは、もちろんよくないことですので、あくまでも適正に業務が行われるということが大前提ですんで、その金額が云々の話は、ちょっとそういうふうには捉えられないかというには、私は考えております。

6 番（中村卓司君）

私が、極端なことを言ったんで、答えにくいかもわかりません。何か、私の言うたことはおうちゅうにもかかわらん、間違うちゅうにもかかわらんような、妙に感じでしたけれども。私は、それをちょっと聞いてみたかったと思っております。

そこでですね、判決がこのように出たわけでございますけれども、それを受けてですね、高松高裁にということになったんですけど、前例のこともありますけれども、この、もし高松高裁でですね、町が負けるようなことになる可能性も十分にあるということを思っておりますけれども、そうじゃない、十分に勝つというふうに思っているのかわかりませんが、その高松高裁での高裁に向けてですね、町の考え方を町長のほうから聞かせていただきたいと思っております。

町長（榎並谷哲夫君）

お答えいたします。この件につきましては、大変、町民の方々にもさまざまな形で問題も投げかけておりますし、また、御心配もいただいております。これは重々承知をいたしております。

このごみ処理につきましては、先ほど総務課長から話がありましたように、基本的には、これは行政の責任で、きちっと日常生活を、町民の、守っていくというのが基本前提に立った上での法律の制定というに私も理解しておりますけども。

ただ、この競争原理を取り入れた段階、私の担当してからになりますけども、これは今の社会の一般の競争の原理の中で、ごみ処理についても多少、競争の原理を取り入れなければ、もう、ならない時期に来たというに判断をいたしまして、今の現在に至っておるわけでございます。

そうしたことで、今回、これは町の有志の方から、提訴されて、結論が地方裁、出たわけでございますけども。私どもの基本は、先ほど申し上げました。談合がないという判断をして執行いたしておりますので、そのことについての裁判所の決断について、もう一度

判断を仰ぎたいと。これはもう勝ち負けじゃなくて、やはりもう少し上の判断を仰ぎたいということで、控訴させていただいたと、そういう経緯でございますから、御理解願いたいと思います。

6 番（中村卓司君）

高裁のことにつきまして話をしましたけれども、もう1点だけ、ちょっと少しもとに戻りますけれども。平成25年度の実施計画も恐らくできてるでしょう。3月の中旬以降、20日以降に、毎年、この入札が行われておりますので、はやそこに迫った問題です。そこでですね、平成24年度に、最低制限価格というのを設けてますよね。これは何ですか。それをちょっと聞かせていただきたいと。

町長（榎並谷哲夫君）

お答えいたします。先ほど答弁の中にございました。いわゆる適正に、家庭から出たごみ処理を、処理をする。それは行政としての責務というに申し上げましたけども、そうしたことで、いわゆるただ単価が安かろうでは、やっぱりサービスとしては、これは当然業者の方にも御協力いただく面があるわけでございますけども、そこはやはり最低のところできっぱり決めておかないと、どんどんどんどん競争の原理が働いて、業者の方にも負担をかけるということになってはいけないということで、最低の価格というのは必要であろうということで判断をさせていただいた経過がございます。

6 番（中村卓司君）

それは、当たっているようで当たってないというに、私は思うんですけど。というのはですね、今までずっと最低金額は設けずに来たんですよね。初めて24年度に最低金額を設けたというのは、その理由だけでは説明しきれない。多分、今までのこの今回の事件に当たっての防御策っていう意味があったんじゃないかと、私は思っています。あんまり、そこへいくとですよ、例えば平成21年のB区画、38.08%、何と2,300万を840万で落としているんで、そうなると、業者も御飯を食べれんならうということがあって、次の年にそういうことをやっていけばよかったですけど、こういう裁判で大きい問題になったんで、ちょっと何とかせなあかんろうということの中からこういうことができたんじゃないかと思えます。

ところが、これやったって、無用に思えるんですよね。というのは、A区画、B区画というのはほとんど変わらずにずっときてますよね。建設で言うたら、同じ建物をことしも来年も再来年もずー

っと建てたというと同じですよ。だから業者さんは、その金額は当然わかってますよ。そうすると、99%に近い数字をですね、出して、皆さんがほしい。そこで、余り競りがなくなって、今回はそれで起きたかもわかりませんが、談合はなかったとするやったら、それは起きたかもわかりませんが。この金額なんぼいくら最低にしても、何か、やっても無意味なような気がしますけれども、もう一度、私の意見、間違うちよったら聞かせていただきたいと思います。

町長（榎並谷哲夫君）

お答えいたします。中村議員さんのお考えが間違っているというには、私も思っておりませんが、やはり、私たち行政をあずかる上で、この競争の原理を導入したのも、やはり世情に沿った形での対応ということですから、そのあり方も、例えば、当初は大変なダンプもあったと。その後、若干落ち着く気配があるかなということですが、なかなかそうはならないので、やはり冒頭に申し上げた、やっぱり適正にお仕事をしていただく行政サービスを、私どもが委託をするわけです。私どもの仕事を業者さんに委託をするわけですから、それはそれなりのやっぱりきちっと対価も必要だというふうに、経過を踏まえて、これも導入してまだ間もないということでございますから、このあり方について、これは適正な方向に十分人事を改革をしていくということも大事かなあというふうに思っておりまして、それは中村議員さんが間違っているという話じゃなし、私どもの考え方でこうにやらしていただいたということでございます。

6番（中村卓司君）

もし、もしですよ。私が町長ならば、この最低金額を設けて、いわゆる談合があったとして、それをないようにするために、これをやるという方法をとったと、私は自分では思います。

そういうふうに競争原理を持ち込んでしまいますと、どうしても、痛い腹も探られるようなことにはなっていくんですよ。ただ、競争原理があることによって、低く抑えられる。ただ、低すぎて業者が潰れてしまうのはあかんで、この最低金額を設ける。これが自然な流れなんですよ。だから両方を相まっていい点をとっていくっていうのは、行政の力として発揮されるべき問題やと思うんです。

そこでですね、ここ、もう一つ資料を、資料をお話ししますね。

これはですね、ごみ収集運搬業の民間委託に関する参考資料ということで、日本環境センターっていう方が、環境調査部の課長さんが書いてきた文章なんですけど、こう書いてあります。

ごみ処理量の経過が、年々ますます増加する中で、特に、その経費がごみ処理経費の5割以上を含める処理運搬作業にとっては、民間委託に傾く傾向が多くある。5割以上は民間に委託をしています。と、こう書いてあります。

ところが、いいことと悪いことが当然出てきます。ということは、民間委託になった場合に、ええ点というのは、事業稼働率とか能力とかいうのはよくなる。経費の節減になる。職員が節減になる。悪いのは、サービスの内容の低下とか、民間業の労働時間の悪化による事業基盤の弱体化を招くとか、自治体の職員の失業につながるとか、ごみ処理の新たな開発、減量への工夫の対応ができないとかいうふうにいろいろ問題があるんですけど。こういった意味をクリアする意味で、さらなる発展というのが必要ではないでしょうかね、このごみの問題で。ほかがやってるんで、こうやってやるっていうのはナンセンスなことで、問題が起きるやったら前進するべきで、どうやったらいいかということになってこようかと思えます。

そこでですね、これはちょっと事例が違いますけれども、同じような内容ではないんですけども。オンブズマンが市を、大阪府なんですけど相手取って、同じやないです、裁判にしました。これはどういう裁判かという、随意契約でやってるんで、本来なら、随意ではなかったら、ウン億の安くできたものを、随意でやるんで高くなったと。その市は10億ぐらいで、丸投げ、丸投げ言うたらおかしいですけど、随意でお願いします。ところが、民間業者さんに別に頼む、ちゃんとやったらですよ、やったら6億ぐらいでできた。そしたら4億を返還命令を出せと、市に。同じようなことやったんですけど、この裁判はですよ、オンブズマンが負けました。随意契約でやるのがいいんだという判断をして、高裁まで行ってオンブズマンが負けたんですよ。こういう事例もあります。

だから、一概に随意が悪いとかええとかっていうものも、私の感情では物言いましたけども、そういった事例の中があるよということは、皆さんの中の知識で入れていただいたらいいんですけども。果たしてこれからどうしたらええかというふうな工夫が望まれるところなんですけれども、その所見については、町長、どうなんで

すかね。

町長（榎並谷哲夫君）

お答え申し上げます。大変、このごみの問題につきましては、これはもう、近年、日本が高度経済成長になって、大変ごみがだんだん増えてきたという経過の中で、各自治体ともこの処理については随分と頭を痛めてきた経緯があると思います。

そうしたことで、基本的には、法律では先ほども話がありましたように、自治体の責任であるということが、基本的なことになっておりますけども。やはり今求められるのはやっぱり、厳しい世情の中で、行政も経費も極力抑えなきゃいかん、これも一つの使命だと思います。そうした流れの中で民間ということになるかと思えます。これは、民間委託、これは民営化というのは、これは各分野で、今まで行政の中の各分野で幅広く、そういう推移があります。

そうしたことで、佐川町としても、このごみの出始めたころから、業者さんには、多分、当時はやっぱり御無理もお願いをしながら、お願いをしてきた経緯があるんじゃないかというに思います。というのは、一つは、やっぱり今、行政がやりますと、どうしてもやっぱり割高になるということがございます。さりとて、民間がやって、安うて損をしてということじゃなくて、やはり民間が民営化の、あるいは民間委託ということは、ある程度効率化ができる体制に、民間会社があるということが基本じゃないかというに思っております。

そうしたことで、今、こういうな委託やっておりますけども、果たしてこれが正解かどうかというのは、これは私もここで、なかなか答弁はよう申し上げませんが、いずれにいたしましても、これは民間の業者さんにも協力をいただきながら、やっぱりこれは町民の方にも、今後ごみもだんだん減らして行って、そして軽量化、それが経費の節減につながるということも、もちろん基本的にはお願いをしながら、やっぱり行政のあり方としては、行政の管理者の方々とも十分な協議を重ねながら、今、問題が起きましたけども、これを問題が起きらないような状況で、できるだけ業者の方にもあんまり負担をかけずに、そして行政サービスは、町民の方には、100%任せられるような方策があれば、考えていきたいというに思っておりますけども、今、ここで、委託をやめて直営にするとか、そういうふうにはなかなか私も、御返答よう申し上げませんが、

問題が提起されたことについては、十分承知をして、また内部で、いろいろ今後の問題についても議論を重ねてまいりたいと。

このことについては、見積り合わせのときにも、委託につきましても、それから設計書の中身にもついても、随分中身にもいろいろ議論を重ねて、あちこち情報も取りながら進めさせていただいておるといふことでございます。

ただ、100%これが正しいかというふうに言われますと、なかなかそこが、私も100%とは申し上げにくいですが、今、行政の運営の経過の中で、最良のことを私どもは求めながら、町民の皆さんにも御理解をいただきたいというふうを考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

#### 6 番（中村卓司君）

町長の言われる、おっしゃるとおりだと思います。極端な過当競争の中に業者さんを入れてしまいますと、ありがちな話で、あったとは言いませんよ、ありがちな話で、政権のことで悪う言うわけじゃないですけども、小泉改革の中で、やっぱり競争原理を持ち込むことによって、地域が、日本が、そして世界が発展するというこの中で、やってきた行革の大きな流れだったと思います。

郵便局が民営化されるものもお互いに民営化することによって、サービスがよくなる、というふうなことで、しかも経費が安くなる、というなことを打ち上げてですね、どんどん行き過ぎた競争原理を取り入れてしまったということに、後々問題が残ってしまう、極端にいくとですね、こういう問題が起きてしまうんですね。

だから今回の問題も、そのことには避けて通れない一因もあろうかと思えます。だから、かといって、町長が今申し上げたとおり、これにする、あれにするっていうことはなかなか結論は出しにくいとは思いますが、本来なら行政がやるっていう仕事が本来と思えますけれども、割とですね、行政は、そちらのほうに委託をしたがるっていうことになりがちですよ、行政というのは。

何の調査、コンサル、この総合計画だって、普段はコンサルって任して、本来なら自分たちだけで努力してお金はほとんどいらんのに、コンサルに任したら、恐らくこの総合計画だって何百万という金が要りますよね。あの道の駅の計画だって、あれコンサルに頼んだら、設計図からいうたら、800万とか900万言いよりましたよね。だから、そういうような、民間に全部委託することではなくて、中

身の中から計画をなつて、心の入った、仏の入った事業を行っていきけるということが、今回のことも防げるというふうなことも思いますので、ぜひ、その考慮も入れていただきたいと思います。

この問題の最後に、どうですか、町長、訴えられている側を被告と書いてありますけども、側から、その原告、被告・原告の立場にあるわけですが、ここで申し上げたいのは、示談はしませんか。

こんな話に示談はないというかもわかりませんが、これをどんどんどんどんエスカレートしていきますとよね、それは感情問題もかなり含まれている部分もあると思いますよ。けれどもですね、どちらかが歩み寄ることによって、佐川の争いの根を断つという意味でも、町長の手腕というのは問われるのではないかと思いますし、アメリカでは司法取引といまして、そんなこともやられることもありますけども、そこまではいきませんが。日本にはそういう制度もございませんからですね、少し歩み寄ってもらったらいいのではないかというふうに思うわけですが、どうでしょうかね。

町長（榎並谷哲夫君）

お答えいたします。大変、これは答えがしにくうございまして、私も被告というのは非常にやっぱり精神的にはつらい思いをずーっとしてございます。裁判も随分長引いたわけでございますけども。

ただ、このことについては、今、やはりそれぞれ、日本人あるいは町民の方でも、時代が随分違ひまして、やっぱり自分のやっぱりきちっと主張を通すと。昔は、まあまあ、まあまあというのが、日本人の特性であったわけでございますけども、今はやっぱり白黒をつけなければならないというに、社会の情勢がそうやってきたというに判断しておりまして、私どもは、やっぱり町民の方々が、これはやっぱり私のやり方が不満だから、ちょっと訴えると、やっぱり白黒つけてもらおうという思いで、やっぱりやってきたと思いますんで、私どもとしても、やはりこれは、自分のやってきたことが、ほんとに正しかったかどうか、この判断は、やっぱり司法で、やっぱりきちっと判断をつけていただいて、その結果によって行政を正常化していく一助に、これはしなければならぬと。

このように、大変、お互いにこれは、多分、私が逆の立場になつても、そんなに気持ちが悪えとは思いません。逆に訴えるほうになつても。だから、控訴するというのは、大変、私も個人的には……になりましたけども、やはりそれをしなければならぬという私ど

もの苦しさも理解をしていただきたいなあということでございますから、これはもう、この種の問題は和解ということにはなかなかやっばりなりにくいというのは、私の個人的な思いでございます。

6 番（中村卓司君）

示談、和解というのはね、何事においても裁判、難しいんですけど、この主文の中の4番目にですね、こう書いてあります。

「訴訟の費用は7分の3を被告の負担として、そのほかは原告の負担とする」と、こうなってますんで、7分の4は原告が出さないきませんけど、そこまで私が心配するわけではないですけども。

執行部のほうは多分、町経費で、町長がポケットから払うわけにはいきませんので、払うたらいいと思うんですけど、逆の方は民間の方で、裕福じゃないとは言われませんが、大変しんどい思いもするかと思います。

そんなことはどうでもええっていうふうに思うかも知れませんが、私としては個人的には、両方のことを大変心配しますし、その和解という方法もありますから、両方の弁護士、両方の弁護士、片方かしわかりませんが、両方の弁護士じゃないかも知れませんが、弁護士と、この原告とが話し合える機会をもってもですね、私はいいのではないかと。直接に話をすると、いろいろ角が立つんで、そういった方法もあろうかと思いますが、もう一度、もう一度、そういう思いがありますけども、手短にお答えをいただきたいと思います。

町長（榎並谷哲夫君）

お答えいたします。手短に、先ほど答弁申し上げたとおりで、私どもの立場としては、これはなかなか受け入れられないというに思っております。

6 番（中村卓司君）

わかりました。少し乱雑な話で、私の知恵が少ないこともありましたんで、十分に町長のほうにお伝えできたかどうかわかりませんが、それでも、丁寧なお答えをいただきましたんで、本当にありがとうございます。

精いっぱい、波が、どんどんどんどん大きゅうなって嵐になって、家も何もぶち壊すようなことにならんようによいんですね、お互いに歩み寄っていただくことをですね、この場からお願いをして、この質問は終わりたいと思います。

それではですね、3番目の質問にいきたいと思います。随分長く取りましたので、最後までいかんかもわかりませんので、すいません、ちょっと飛ばしてやらさしていただいて構いませんか。議長、構いませんか。

(「はい」の声あり)

それではですね、少し、また時間があつたら戻るかもわかりませんが、ちょっと4番目のことについて、ちょっと一つ飛ばしますけれども、お聞かせを願いたいと思います。

地域の環境問題につきまして、質問をいたしたいと思います。

佐川町は、大体高知市から40分ぐらいのいいところにありまして、大体住みよい町、高知市以外を、どこで住みよいかっていうのは、佐川町がナンバーワンだそうございまして、なぜかという、JRも通っているし、国道もあるし、そして住みよい、静か。さらにはですね、自然環境に優しいっていうのが出るそうございまして。また、文教のまち。文人もたくさん出ているし、司牡丹といったですね名所もある。こんなことからですね、佐川町は住みよい町ナンバーワンと、高知市以外では言われるそうございまして。

環境問題が日本中にいろいろささやかれるようになりまして、特に、原発の問題とか人為的な問題もございまして。中国から飛んでくるPM2.5、黄砂、そういった問題がございまして、内々ではですよ、産業廃棄物によります川の汚染、こんなことも心配をされています。

春日川、柳瀬川、斗賀野川、いろいろあるんですけど、時間の関係でこちらからちょっと一方的に申し上げますんですが、PM2.5につきまして、この間、県のほうに行つて調べてまいりました。高知市といの町と、そして3月末までには須崎に、PM2.5の調査器具が入るようございまして。

どういう害があるかっていうことを県のほうに聞きますと、わかりません、と答えでした。何でわからんの、と言うたら、問い合わせに行つたその次の日に全国大会があつて、そこで結果が出ますということで、この議会にはよう調べませんでしたので、わからないということでしたけれども。

マスコミ等と言つてますのには、1平方立法当たりで、70マイクロミリグラムですか、そこが70マイクロミリグラムを超えたら、お年寄りとか子供さんに気管支のほうに害があるということと言

っておりました。

それ以上のことはわからないということでございますけれども、私、心配するのは、気管支に入って、そういうのがあるのも仕方ないんですけども、例えば、食道のほうから入る害もありはせんろうかと思えます。

というのは、四ツ白の簡易水道、やっていますよね。水道。あれも、まあ言うたら雨水ですよ。谷水を浄化してやる、まあ言うたら、この水道じゃないんで、谷の水を集めて、それから流すっていう方法だと思うんですけど。それから西山にも、それができますよね。

となると、PM2.5 っていうものが降り積もって、それが口に入ってくるということです。そしたら、PM2.5 てなんででしょう、と思うでしょう。これは、調べたら、こうらしいんです。

鉄のばい煙。煙突から出るばい煙のちっちゃいの、それから排気ガスのちっちゃいの、いわゆる鉄の化合物だそうです。イオン。大きさはどればあかという、髪の毛の 30 分の 1 の大きさだそうです。それが、この間、石鎚の雪があったときに、黄砂に乗って雪の中に積もって、雪を解いたらですよ、その中に見えるそうですよ。目で。それが、きれいにろ過されることなく、あの四ツ白から西山の水道の中に入ったら、飲む。そしたら害が出る。害は、どれが出るかわからない。想定外がわからないそうです。そういったことの環境がある、という点。

もう一つ。あそこの、鷹ノ巣の場所を、公害やめましたけども、あそこの下の段には、今でもうんちが、自然浄化はしてありますが、たくさん残っています。僕たちが行ったときには、深靴のゴボッと引っ込むところまでありましたけれども、この間行ったらですね、ほとんどなくなっています。けど、それでも、あそこの谷に少しずつ、あの龍王公園のあの池に少しずつたまってますし、何年前ですか、あれを全部のけたときにヘドロがたまってましたよ。それを、斗賀野川で流れてきまして、飲んでますよね。今、水質調査は一切しなくなりました。

もう一つ。西山の産業廃棄物、西山の。あそこ、産業廃棄物っていうのは、まだ許可されてないかと思いましたが、私、偶然、去年の 12 月の暮れにですね、行ってみたら、日高の産廃の、鶏舎があってですよ、11 トン車でだんだん上がりゆう。こらあ、まだ許可が得てないが、どうじゃおかって調べたら、地域の公害防止協定の協

定している会長さんが知らない。そこに上がってくるの知らないということで、びっくりしまして通知をしました。それで、横山課長のほうにも連絡をしまして、県のほうを調べてくれということで、調べてみましたら、県は許可になって、業者も当然もうやってかまんと思うてやりよります。

ところが、この協定書、町長、立会人ですからね。覚えてないかもわかりませんが。貯水槽、貯水槽をつくったかな、やったらあきませんよって、貯水槽ないと思いますよ。それから2回指定のですね水質検査を、この防止条例のメンバーが、メンバーをこしらえないかんですけども、そのメンバーが指定するところの水を取って、調べないかんと思います。それもありませんよ。

もしですよ、どーっといったときに全部流れてきちゃったら、どうなりますか。恐ろしいことになりますよね。それもやられてない。いわゆるもとに戻りますけど、佐川町は環境がええって言われたのに、もし、このことが出て、環境が悪くなれば、佐川町に訪れる人も、恐らく激減するでしょうねえ。

だからそのことを、佐川町の私たちが、行政のほう調べなくてどうするのよ、というところをここで言いたいんで、その環境問題について、どのぐらいのお考えがあるのか、どなたか、町長以外で、町長以外で聞かせていただきたいと思うんです。

町民課長（横山覚君）

お答えをいたします。まず、河川環境のことでございますけれども、まず、その取り組みにつきましては、司牡丹、司牡丹なんかのですね、日常 50 トン以上の排水量の事業所におきましては、年1回の排出水の自主測定が義務づけられておりまして、これにつきましては保健所において随時立ち入り検査を行いまして、その把握をしており、おおむね良好の報告はいただいております。

また、町におきましては、河川の水質を定期的に測定するということは、現在やっておりますが、悪臭とか汚濁の河川環境の異変の状況、または苦情がありました場合は、保健所と連携しまして調査、対応指導を行っているところです。

また、昨年、ちょうど仁淀川の清流再生のために、県により設置されました仁淀川清流保全推進協議会によりまして、仁淀川一斉清掃が行われました。この中で、佐川町内の5地区の河川からサンプル水を取りまして、水質検査を行ったところです。各種ポイントと

もおおむねいい状態が保たれておりまして、そういう評価をいただいたところであります。

これに甘えず、今後も継続して河川の保全に対して、適宜、適切に対応していきたいと考えております。

#### 6 番（中村卓司君）

そうやってやっていただけるようでございますけれども。先ほどの産廃の関係もですね、十分に目を光らせていただいて、もしものことがないようにですね、お願いをしておきたいと思いますが、一つ気になるのはですね、この間、議員の皆さんと一緒に見に行きましたけど、給食センターのそこの溝ごですよ、あそこも、すごいヘドロが出てですね、すごい時期があるんですよ、夏場、特に。細かいんですけども、町民の皆さんが、あそこを歩いて、町の持ち物やのに、あれかよ。ということになることがあります。

この間、僕がちょうど通りかかったときに、子供さんが、あそこに物を落としまして、トロトロしよって危ないので僕が行って、水の中にチャポンと、こう入りまして取ったんですけど。夏でした。もうゆるゆるで、そこでツルッとすべりそうぐらい出てるんですよ。基準のことはやってると思います、ああいうところから。

司牡丹も、いつも窓から見てみますと、毎朝、担当の方が来て、あの薬を入れて、こうやってます。けれども、夏のころになりますと、あの鯉がパコパコしゆうところのところ、こう、ゆるゆるができて、基準値でやってると思いますけれども、それでも出ますんですよ。だから、特に、国の環境基準ということよりも、もっとさらに厳しくやれるような行政指導もあっていいんじゃないかと、いうに思ってますし、それから家庭内にもごみの浄化袋ですかね、そのがもですね、常に配付するとかいうことによって、家庭から出るものも防ぐ。ここまでやってますよ、ということをお願いすることによって、佐川町は自然に優しい、住みよい町っていうものですね、それこそ、ほどよいまちづくり、ゆっくり暮らせますよ、っていうことをさらに町外に向ける、また町内に向けては、環境意識の高い町民を育成するという意味でもですね、必要ではないかと思っておりますけれども。さらに、その努力をしていただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

#### 町民課長（横山覚君）

中村議員のおっしゃるとおりで、佐川町の環境につきましては、

もう、町土全土を育て環境を潤す水につきましては、私たちの生活になくってはならないものでございます。これにつきましては、今後もうちょっと検査のほうをですね、定期的にやってないところがありましたので、それができるような取り組みを、検討させてもらいたいと思います。

6 番（中村卓司君）

よろしくお願ひします。できればですね、人に優しい町宣言、みたいなものもやっていただければ、なおアピールになるかと思ひますので、そのこともよろしくお願ひをしておきまして、この質問は終わりますが、何分ありますかね。3分。

そしたら、一つだけやらさして、もう一つだけやらさしていただきます。

町長の出馬のことにも少し触れてみましたけれども、町長は不出馬ということになりましたんですが。町長は、自分の後継者っていうものを考えられておりますでしょうか。もうなんにもなしに、後は知らんというんでしょうか、そこをちょっと聞かせていただきたいと思ひますが。

町長（榎並谷哲夫君）

中村議員の、何か、最後の質問にしては、私にとっては大変答えにくい質問でございますけども。これ、私は常日頃から、やっぱり私は、私がきちっと、その後継者決めるということじゃなくて、やっぱり、もう早く、早く、て、半年が早いのか短いのか、わかりませんが、表明さしていただきましたので、やっぱりこの町の状況をよく知っていただいて、そして、私が引き続いてやっていこうと、あれより、かわったものやっていこうという人が、ぜひ、意欲のある人に、私は出ていただきたいなというな思ひがいたします。以上です。

6 番（中村卓司君）

そんな無責任なことを言わんとってくださいよ。やめるやったら後継者をつくってやめるというて言うてくれるかと思ひましたが、今では言えんけど、そんなのがおるよというふうに聞けるかと思ひましたけども、もうなんにも言わんずつ、ふん逃げるような形でございますして、残念でございますが。まあ、熱い思ひは中に秘めておると思ひておりますので、また、ここじゃない場所で、そっと教えていただければ、ありがたいと思ひます。

あと2点ほどは残しましたが、後は中途半端になりますから、次の6月議会に質問をするとしまして、きょうは私は、この場からの質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

議長（永田耕朗君）

以上で、6番中村卓司君の一般質問を終わります。

10分間休憩します。

休憩 午前10時35分

再開 午前10時50分

議長（永田耕朗君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、11番今橋壽子君の発言を許します。

11番（今橋壽子君）

11番、今橋でございます。通告に基づきまして、3点ほど質問をさせていただきますが、質問の前に、2年前、東日本大震災でお亡くなりになりました皆様の御冥福をお祈りさせていただくとともに、今、生かされているこの自分の命に感謝をするとともに、次の世代につなげていける大切なものを提案してまいりたいという願いを込めて質問をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

まず、1問目ですが、牧野博士生誕150年を記念といたしまして、この1月18日の墓前祭を最後に終了されたと思われませんが、この事業は、町組織全体として取り組まれ、住民参加型の補助事業であっただけに、大変有為なしくみであったと考えられます。

25年度以降も「牧野富太郎の聖地を歩く」とともに牧野公園の10年計画の取り組み、観光協会の立ち上げ等により地域振興の発展はもとより、これからの時代に合った住民参加型の佐川ならではのオンリーワンのまちづくりとして、大きな力と成果に結びついていくと確信いたしております。

今、高知新聞で「淋しいひまもない 生誕150年牧野富太郎を歩く」と題して、高知新聞社会部の竹内一氏が、みずからの牧野博士の歩かれた北海道から九州に至るまでの足跡をたどりながら、もう既に47回の連載がされております。先日竹内記者にお目にかかりました折には、最後は、佐川町の「牧野富太郎の聖地を歩く」で締

めぐくり、4月の牧野博士の誕生日に終了するとのことでありました。

「牧野富太郎の聖地を歩く」のプロジェクトの趣旨は、私たちの生活は、植物によって支えられております。あの柔和な笑顔で植物の世界の楽しさを多くの方に伝えるとともに「植物を愛する人は人を愛する」と語った植物愛の人、牧野富太郎。

幼年時代、牧野少年を植物のとりこにした佐川町の草木たち。初めて目にする植物との出会いに心躍らした日々の鮮やかな情景は、多くの人々の意思によって今に受け継がれています。

その思い出の地である佐川町を舞台にして、牧野が歩かれた道に分け入り、植物の楽しい世界を多くの人々に体感していただき、そして、牧野の植物へのほとぼしる愛情を今に生きる人々と共有できるように、と願いを込めてのことでもありますので、この思いの魂と、それぞれの植物を守って、次の世代へ継承していかなければなりません。

そのためにも、生誕150年行事の余韻のあるうちに、条例策定をする価値があると考えられます。議会のたびに要請もいたしてましたが、まだできておりませんが、できない理由があれば、その理由と進捗状況をお示しくください。

総務課長（岡林護君）

野生生物の保護に関する条例策定についての進捗状況の御質問にお答えを申し上げます。

昨年の6月議会におきまして、今橋議員から野生生物の保護条例を制定する考えはあるか、という御質問に対しまして、平成24年度は、牧野博士生誕150年に当たるといってもありますので、これを博士関連の植物を対象として保護する趣旨の条例を制定する方向で検討させていただくということで答弁をさせていただきました。

その後、検討したことについて回答をさせていただきます。

私の手元に、高知県希少野生動植物保護条例と、その施行規則がありますが、これによりますと、県内に生息する希少な野生動植物の保護を図ることが目的となっておりますので、その意味では、佐川町もその範囲に入っているということが言えるかと思っております。

また、県は、この条例を制定する前段といたしまして、平成8年

に植物版レッドデータブックの作成と保護施策の検討を目的として高知県野生植物保護対策検討委員会を設置いたしまして、生育分布調査検討を経まして、高知県レッドデータブック植物編を刊行しております。

このことは、こうした保護条例をつくる上では、専門家の力を借りた十分な調査・研究と、一定の期間が必要であるということを示しているかと思っております。

つまり、一担当者が、机の上だけで頭をひねってつくるようなものではなく、また、そうあつては、決してよい条例はつくれないというに考えております。性急に保護条例を制定しましても、制定した条例の実行性が担保できなければ、制定した意味がないというに考えます。

以上の検討結果及び県条例が存在して、当町もその範囲に入っている実情を踏まえまして、保護条例は制定しないということの結論に達しましたので、御理解を賜りたいと思えます。

ただ、野生動植物の保護についての啓発は重要なことだと思いますので、広報等を通じまして、町民の皆様に野生生物保護の大切さを訴える取り組みを行って、意識の高揚を図っていきたくと思っております。

以上でございます。

#### 11 番（今橋壽子君）

議会のたびごとにお願いはしたつもりですが、今の状況ではなかなかお答えとしては、できないということになったわけですか。

それで、私も一応、高知レッド植物編に対する条例等を自分なりに勉強させていただいた中に、やっぱり必要性はあると思えますので、それができなかった場合には、今、広報とかそういうもので継承をしていくと言いますが、また、その前段で、もう少し、その地域に看板等を立てていくとか、パンフレットを作成していくとか、いろんな形の手法もあると思えますので、できるだけ、せっかくのこの牧野の生誕の地を次の時代へ残していくまでには、いろんな発案もあると思えますので、全面的に、また別の方向でも検討していきたいと思えますので、よろしく願います。

牧野に関しては、以上です。

次に、2月3日、桜座において、近代土木の先駆者である広井勇氏の生誕 150 年の記念として、広井勇を語る会が催されました。広

井勇博士は、御本人は、幼少のころ佐川町を離れられ、高知市内に行かれたということでしょうが、牧野博士のように、余り、広井勇博士のことは佐川町では語られておりませんでした。しかし、名教館で教鞭をとられたという曾祖父さんの関係もあって、教育熱心な御家庭に育てられたのでしょうか。「三つ子の魂百まで」のことわざのいわれがこのことなのでしょう。

佐川町では、伊藤蘭林塾や名教館で学ばれ、社会に貢献された方々が数え切れないほどいらっしゃる中でも、広井勇氏の功績は絶大なものがあり、全国に多くの崇拜者がいらっしゃることで、このたびは遠く北海道から、東京から、また県外から多くの方々が来町してくださり、会場の桜座は、熱気あふれる催しでした。

特に、榎並谷町長の専門分野とする土木関係とあって、町長の思い入れも強く、またその道の人脈もあり、すばらしい方々の支援をいただけたものと敬意を表します。

また、それと同時に、その中の要で動かれました青山文庫の学芸員の方の情熱と努力に、北海道大学・副学長の三上氏や国土交通省北海道開発局港湾空港部長、栗田氏も大変感動してくださり来町してくださった御様子でした。

講演内容も、素人の私たちにもわかりやすくお話くださりました。御講演くださった先生方は、広井勇氏の世界に通用する工学内容と人材教育に対する実践の奥にある思いを、身近に触れられてこられたのでしょうか。限られた時間に、凝縮した形で心にしみるお話をしてくださいましたので、多くの参加者は大変感動されておりました。

しかし、主催者としましての反省点もあったと思われませんが、いかがでしたでしょうか。また、この成果を今後どのように生かしていくのか、お答えください。

教育長（川井正一君）

今橋議員さんの、広井勇の記念事業に対する御質問にお答えいたします。

先ほど、今橋議員さんからお話がありましたように、2月3日に桜座におきまして、講演会「広井勇を語る」会を開催いたしました。広井博士は、土木工学の専門家であり、一般的に知名度が低いことから、参加人数を私どもとしては心配しておりましたが、当日は、町内外から約250人もの参加をいただき、また議員御指摘のとおり、講演内容も素晴らしかったことから、講演会は成功裏に終えるこ

とができたものと考えています。

特に、県外の方々にも参加をいただくなど、広井博士の業績名声が、その道においては全国区であることを、改めて実感するとともに、広井博士を通じて佐川町のことを多くの方々に知っていただく絶好の機会になったものと考えております。

こういった点が、今回の「広井勇を語る」講演会の成果であったというふうに感じております。

次に、反省点としましては、中学生や高校生の参加がなかったことが残念に感じておりました。子どもたちの参加を促す広報が十分であったのか、反省点として上げられると思っております。

次に、今後の取り組みについて、申し上げます。本年度は、広井博士と牧野博士の生誕150年という節目の年でありましたことから、さまざまな記念行事を行ってまいりましたが、今後は、このお二人を初めとする佐川町の偉大な先人について、子どもたちが学ぶことを通じて、ふるさと佐川に愛着と誇りを持つことができるような教育を推進していかなければならない、と考えています。以上でございます。

#### 11 番（今橋壽子君）

通告では、教育長と町長に御答弁をお願いしておりましたので、町長、お願いいたします。

#### 町長（榎並谷哲夫君）

今橋議員さんの、広井勇記念シンポジウム、このことについての御質問がありました。多分、御質問の内容について、反省点としましたら、2月の3日に、ハプニングを私が講じた。これが反省点にあるんじゃないかと、それを話しはせないかんじゃないかという、そんな思いがいたしましたので、このことにつきましては、翌日、すぐに今橋議員さんが私のところへ来て、あれはけしからん、という話がありました。経過はお話をして、私の責任としてやらしていただいたということをおわびをさせていただきましたので、その点は、ひとつ御了承を願いたいと思います。

成果につきましては、今、教育長から話があったように、私は、大変、満足できる内容であったというに思っております。特に、広井勇先生の関係者の皆さん、外では随分と顕彰しておると。地元の佐川町、何にも今までなかったが、これでやっと溜飲がおりたというお話もいただきまして、私も、大変うれしく思った状況でございます。

ます。

今後については、やはり子どもたちに、いわゆる生き様というのを、きちっとやっぱり継承していくことによって、新しい牧野富太郎、あるいは広井勇、数々の偉人が出ておりますけども、そういうのを輩出するような町の環境になったらええなあというに思っております。

もう一つ、その反省点としては、ちょっと中学生、高校生にも学校を通じてお願いしてございましたけども、この参加が、日のこともあったと思いますけども、少なかったというのがちょっと残念に思っておりますけども。

今後いろいろな形で、このことを、広井勇だけじゃなくて、牧野富太郎、全ての先人の皆さんの偉業というのを後世に伝えながら、これを教育現場でもきちっと、やっぱり顕彰していく必要があるというに感じさしていただきましたので、私からの感想とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

#### 11 番（今橋壽子君）

今、何事をするにしても成果と反省点は、いつも伴ってくると思います。また、反省点を機会に進化していくことを期待しての質問をさしていただいておりますが、先だって、広井勇氏の講演内容も含めて、町長の功績もまたすばらしいものであると感じたこともありました。その手順につきましては、大変私自身も寂しい思いもいたしましたし、そこに参加してくださった町民の方からも、何人かからお電話もいただきまして、文教のまちの運びとして、こういうことは、してはならないことではないかという思いがありましたので、町長室へ、明るる日に、提案等含めまして面会をしていただきました。

とても、町長に対して提言することは勇気の要ることでございます。しかし、そのときに、町長の言葉の中に、自分の責任ではやるけれど、そういう反対の気持ちは、僕を嫌いな人は言うわね。という言葉が返ってきました。

私は、町長に対して、是々非々の心で尊敬もし、また提案もさしていただいているつもりですが、そういう形で一笑されたことに対して、まだ気持ちの整理もついておりませんが、そのことにつきましては、町長はどのように受けとめてくださっているのでしょうか。

#### 町長（榎並谷哲夫君）

物事を起こすということについては、私は、100人が100人賛成していただけないと、これはまあ世の中の常でございますから。当然、やっぱり反対の意見があるというに思っております。

ただ、あのときに私が判断して、私の責任であるということで、これは迷惑をかけたことについてはおわびをしなければなりませんけども、やはり、その判断として、先人の子孫の方がせつかく佐川町に、初めてお見えになったということ直前に聞きましたので、私は、参加者の方にはまだお断りする間がなかったわけですけども、講演者の方には事前に、こういう場面があるかもわからんですけども、ひとつお許しを願いたいです、ということで了解いただいております。あの場でも、私も、突然のことということでお断りしましたけども、そのあたり、なかなか、時間があればきちっとお断りもしながら、きちっとスケジュールを立てれますけども、なかなか時間がなくて、直前でございますので、ああいう挙動にさせていただきました。

このことは、あの場でもチラッと申し上げましたけども、一昨年、土方寧先生の150年の生誕の記念のときに、記念行事とした記念碑を設けさせていただいて、子孫がおいでいただいた。そのことで、御子孫が墓参りにわざわざ佐川まで来ていただいた。そのことがありましたので、ぜひ、佐川町の皆さんにも、そういうことも知っていただきたいという、そんな思いで、勝手な、私の独断でやらしていただいた経過がございます。

今、申し上げました、確かに、嫌いな人はおるだろうと。それは、いろいろ反対はあるだろうということは申し上げました。私は、そのとおりだというに思っております、今橋先生が、それほど、そのことで、お気持ちを痛めておるとするのは、夢にも思っておりませんでしたので、ひとつ御理解願いたいと思います。

#### 11 番（今橋壽子君）

私自身もそうですけれど、町長、今は、私は、一つの言いわけとして受け取ることしかできないんですが。というのは、やはり、北海道から、そして著名人の方が、ほんとに、講師料もなく、おいでくださったこと、そして自分の思いは、もうほんとに、伝えてあげたいという気持ちが十二分にあった中、たった25分の時間しか宛てがえられてない中、伝える側と聞く側と、心が一つになったときに、例えば、広井勇氏の孫さんであれば、それはハプニングとし

て皆さんが受け入れられることもできたと思いますでしょうが、ただ、土方さんの子孫の方は、あくまでもお墓参りのついでに、それも佐川町へ御挨拶に来たつもりはなく、四万十町へ行かれることで、佐川町には特別のお気持ちを持ってなかったんじゃないかと思いません。

その人の気持ちを優先する形によって、やはりその広井勇氏の関係に携わる者の人の気持ちというものが、阻害されたことに対して、私自身は、一言の、町長がハプニングとした状況であの場に立った進め方に対しては、許せないものがありますし、また感情論で言っているつもりはございません。

やはり、「親しき仲にも礼儀あり」ということも言われますように、やはり、町長に対して、なかなか自分の思いを阻害されたことに対しては、口では語れなくても、やはり、いい気持ちの面では理解できないものを持っている方々がいらっしゃると思います。

私は、特に、このことを感情論、好き、嫌いとかいう感情論では言っておりません。例えば、こういう町長のその気持ちが、職員に対しても、そういう気持ちが、いろんな箇所で出てきますと、やはり職員にしてみましても、いろんな思いがある中で提案したことに対して、職員の気持ちが屈折されたときに、2へん、3回という勇氣はなくなっていくんじゃないかと思いません。

やはり、立場は違った中で、佐川町のため、そして次の子供たちのために提言していくことには、いろいろ、その立場立場によって議論はあるとは思いますが、特に、弱い人の気持ちというか、受け身の人の気持ちを、もう少し敬重の心で聞いていただければ、もっとももっといろんな発想も生まれてきますし、いろんな前向きな提案もできていけるのではないかと危惧しますので、そういう意味での町長に対しての、翌日お話に行かさせていただいたことが、嫌いな者がそう言うでしょう、というような一言で一笑されたことに対しての思いを伝えさせていただいておりますので、もう一度、町長の気持ちを確認したいと思いますが、よろしく願います。

町長（榎並谷哲夫君）

お答えいたします。私は、そのときの状況で、そういう事例もあるということで、今橋先生の申し出を一笑したつもりはございません。

きちっと手前から手前の状況もお話をして、私の責任でやらして

いただいた。これ反省すべき点はあるけれども、こういう状況でした、ということでお話をさしていただいた経過がございますので、御理解を願いたいと思います。

決して、誤解ないように。一笑したつもりはございません。きちっと、先生のお話は、伺った上での、私の考え方を申し上げた、その経過もきちっと説明をさして、そのときいただいておりますので、理解を願いたいと思います。

#### 11 番（今橋壽子君）

これは、私の気持ちのものでございますので、まあ町長のそういう気持ちをまた、受け入れることにいたしまして、この質問は終わらせていただきます。

次に、3問目の質問でございますが、12月議会に、教育委員会により23年度における佐川町教育委員会の自己点検評価とともに、評価委員の意見書が配付されました。その内容によりますと、文教のまちとして、多くの偉人を輩出された佐川町といたしましては、教育委員会だけの問題とするのではなく、町行政として真剣に取り組んでいかなければならない懸案です。

佐川町教育振興基本計画は、第4次佐川町総合計画を踏まえた上でのものであって、関係当局の方々が、練りに練ったものであり、どれを取っても欠かすことのできない項目であります。その中で、25年度、重点的な取り組みは、何なのでしょうか。

22年度の国の学力調査では、文教のまちとしての学力、余り誇れる結果ではありませんでした。評価基準にも、何かと問題もあるかもわかりませんが、とにかく、反省と改革が求められました。

その中で、教育長初め学校現場の先生方の連携や改革に取り組まれましたので、その結果では、驚くほどの成果が出てきたとのこと。

また、今では、学力だけではなく、クラブ活動や意見発表で、大きな成果を出されていることが、広報紙や住民の方々からも朗報として示されています。私も、ときより、中学校や小学校へお伺いすることはありますが、特に、今の佐中の児童は中学生らしい元気な挨拶の声とともに、はじけるような笑顔が返ってきます。

また、佐中の「しあわせクラブ」の活動は、高知新聞でも報道されていますが、学力評価だけではない、人としての人格形成を学びながら成長されている様子が伺えられます。何と申しましても、子

供たちの感性はするどく、大人の真剣な取り組みや環境に大きく反応していきます。

こうした経過の中で、25年度の重点取り組みは、いかがなのでしょう、教育長と町長の答弁をお願いいたします。

教育長（川井正一君）

お答え申し上げます。現在、学校教育において、重点的に取り組まなければならない課題はたくさんございますが、その中でも特に、学力向上対策と豊かな心を育む対策の充実が喫緊の課題であると感じておりまして、各学校においては、それぞれの学校の状況を踏まえ、取り組みを進めています。

この取り組みを進める上で大事なことは、校長のリーダーシップの発揮や、組織的な学校運営、教職員の資質、指導力の向上などが上げられますが、その前提として、学校、家庭、地域が、それぞれの責任と役割を果たしていく必要があると考えています。

教育振興基本計画の中にも掲載していますが、少子高齢化や核家族化など、社会の変化により、家庭の教育力の低下や地域のつながりの希薄化が進行し、かつては、家庭や地域が担っていたしつけや基本的な生活習慣の確立などについて、学校に過度に依存している状態が見受けられます。

これへの対応として、開かれた学校づくりなどを通じて、学校、家庭、地域との連携による取り組みを、各学校においては進めておりますが、この連携を、さらに一歩進めて、今後は、三者の協働による取り組みをしなければならないと考えています。

家庭でしつけ、学校で学び、地域で育てるという、みんなで育む教育を推進することができる仕組みづくりについて、来年度は、学校やPTAの皆様などと検討協議を行い、平成26年度には、その新たな仕組みの実現を図りたいと考えております。

こういった基本的な、学校、家庭、地域、それぞれの役割分担、その部分をやっていくことが、今後の佐川の子供たちのさまざまな成長につながる非常に重要な部分ではないかというふうに感じております。以上でございます。

町長（榎並谷哲夫君）

お答えいたします。教育の問題については、日ごろ、今橋議員さんから、文教のまちにふさわしい教育があるかというお話ございまして、先ほどの質問の中で、過去の、いわゆる成績が芳しくないと

いうお話もございました。

これは、大体全県下的に、高知県の教育レベルが問われておりまして、県の教育委員会としても、この学力向上、これに真剣に取り組んでいくというのが現状でございまして、私たち佐川町としても、やはり、これは心身ともに成長していく、そして勉学に励んで、当然、成績も上げていく必要があるというふうに思っております。

そうしたことで、先ほど来、議論がありますように、もうこれは教育委員会の重立った検討課題になりますけども、町としても、先人のいわゆる偉業を成し遂げた、この人たちをもう一度顕彰することによって、若い人たちにそれをつないでいく、そういう状況をどうしたらいいかということも考えながら、例えば、牧野富太郎の150年の記念事業の一つとして、実は漫画をつくりました。

漫画のDVDを各学校に配付して、ほんとわずかな時間ですけども、生涯どういう人だったかというようなことも勉強してもらいながら、あるいは、先ほど議論さしていただいた広井勇の記念シンポジウムの中で、高橋東大名誉教授の、あの講演の中身というのは、非常に素晴らしいものが、これは子供の教育にも素晴らしいものがあるということで、ある人から、それをこうおこしていただいておりますので、これを何とか学校の、例えば副読本あたりに活用したら、とそういう意見もいただいておりますので、そういった形で、学力向上だけじゃなくて、やっぱり心も豊かに育っていくというような子供に向けての町としての方向性があつたらいいかな、というように考えておりまして、また、大変、今、これだけものが豊かになった中で、学校へ行かない子供たちがおるということもございまして、これが、社会の一つの問題になっているということも否めない事実でございまして、そういうことも踏まえて、こういうことの解消にどうしたらええかというのは、それは大変厳しい状況ではございませけども、これらも含めて、取り組んでまいりたいというふうに思っております。

何はともあれ、やはり御父兄、あるいは、地域との連携、そうしたものが、ない限りでは行政がいくらやっても、なかなか結果は出ないというに、私思っておりますので、そうしたことで、今、教育長も答弁さしていただきましたように、地域との連携を密にしながら、多くの課題に取り組んでいって、一つ一つ解決していく方法をぜひ、我々執行部だけじゃなくて、議会の議員さんの皆さんもぜひ

御協力を御願いできたらというに思っております。以上です。

#### 11 番（今橋壽子君）

佐川町は、いろんな偉人がいらっしやった。それは、やはり、文教のまちとしての基盤ができていたから、そういう人たちが育ってきたんだと思われま。

また、それを顕彰することによって、いろんな分野から反省点も、また、これからの方針も見極めていくことができると思いますが、今最初からの広井勇氏の講演会するときにも、小中学生が参加できなかったのが、反省点の一つだということもお聞きしておりますが、水の科学のときもすばらしい講演内容として企画されておりましたが、そのときも、小中学校生の参加ができなかったことを、反省の一つとして、現場には現場の、いろんな予定があるので、そういうこととのコミュニケーションというか、できあいができてなかったのが参加できてなかったということが残念だということをおっしゃっていました。

また先だって、2年ぐらい前でしたか、水野龍の、南米移住の方の150年があったと思います。そのときにも、また佐川町の町としても取り組んだこともあります。それは、民間の方のほうからの声かけだったと思いますが、その組織というか、枠組みができる中で、特に、高知新聞の、あの時、宮尾さんだったかしら、社会部の記者の方の絶大な協力のもとに、そのシンポジウムというか、それを盛り上げてくださり、また、その結果、参加できなかった小学校や中学校へ出前事業に行ってくださいって、5日間、佐川町の先人の心を伝えてくださったということで、現場の方の喜びの声も聞かさせていただきました。

しかし、今回も同じ反省点を踏まえた上で、流れがいつてるのではないかと思われま。今後、その反省点をまた生かしていただくことも、町行政と教育委員会がもっと密に連携を取っていただけたら、学校現場の方も参加する機会ができるのではないかと思われま。

そして、牧野先生るときには、昔話という漫画で、ほんとに親しい形でわかりやすく、今まで牧野先生に関心なかった方々も、住民の人の声優とか、いろんな方が参加される中で、住民参加型の漫画、昔話の放映となり、それも今までのいい成果だったのではないかと思われま。今、ちょっと聞き漏らしたこともあるんですが、

広井勇博士のことも、そういう形で、昔話の放映をされることについての取り組みをされるおつもりですか。

町長（榎並谷哲夫君）

ちょっと、先ほどの成果の中で、ちょっと私、説明の遅れておりますけども、広井勇博士の生涯についても、日本の漫画、昔話、これで放映をさしていただきまして、それもDVDも作成しております。この漫画については、今橋先生、ちょっと拝見してなかったとしたら、大変、これは、北海道の皆さんも、大変よくできておると、よくわかりやすかったというような評価もいただいております、これ、ちょっと私の説明不足でございますので、つけ加えさして、もう既に放映もさしていただき、資料も作成してございますので、もう、しております、以上です。

11番（今橋壽子君）

その漫画のことにつきましては、私も勉強不足でして、申しわけございません。もったいなかったと、今、また反省をしております。

それと、中学校とか、そういう先ほども申しましたが、佐川町の偉人を顕彰していくことによって、多くの町外の方からの支援がいろんな形であるということ、このたび、すごくうれしい思いになっておりますが、今、これから、町長の任期中には、まだまだいろんな課題もございましてしょうが、やはり、広井勇氏が言われたように、物事には100年の計があるということと言われたことが、すごく大切なことだと思いますので、次につながる退任も、町長の、これからの行政姿勢に対して、ひとつ伺いたします。

我が佐川町は、素朴な自然風景や、長きにわたる歴史的文化によって形成された景観は、日本全国に誇れるものであります。町長は、仁淀でお生まれ、感性豊かな幼いころ、佐川の上町で住まわれ、この佐川町の文化でお育ちになられていましたので、佐川町に対する思い入れは、絶対的なものだと思います。

そこで、この上町地区の風致地区事業に力を注いでいただけるものと思われま。私は、土佐町から縁あって佐川町に嫁いでまいりましたが、ことしで半世紀になります。この間、佐川町の人々や佐川町の自然や文化に触れさしていただき、毎日幸せに暮らさせていただいております。この風致地区に対する思いは、町長とは少し違いなながらも大切に思っています。

この風景や景観、及び建物は、後世に継承していくことはもちろ

んですが、破壊寸前の建物を、少し使い勝手は悪くても復元して生かしていくことも大切です。

しかし、26年度から実現しようとしている客車の導入は、いかなるものかと思っています。風致維持向上計画には協議会を立ち上げられ、それぞれ十分な審議はされているとのことですが、町民の方々の中にも、今後の維持管理等考えますと、負の遺産になると懸念されています。町長の置きみやげとして見直す気持ちはありませんでしょうか。それより青山文庫の改修や住民の3分の1以上の署名がありました図書館建設への力を注ぐべきではないでしょうか。

特に、青山文庫につきましては、この全国にも誇れる貴重な資料があり、このたび、牧野博士や広井勇氏の顕彰をすることで1.5倍の入館者があったとのことです。今、青山文庫に勤務されている学芸員の方は、今の勤務に対して熱い思いを語ってくださる中で、職員の底力をもっと、どう生かしていけるだろうかということも改めて感じました。

やはり、こうした事ごとは、文教のまちとして大きな目玉となり、これからの子供たちの大きな育成の大切な糧となると思われしますので、今まで質問をいたしました総論として、町長にお伺いいたします。

議長（永田耕朗君）

休憩します。

休憩 午前 11 時 35 分

再開 御前 11 時 37 分

議長（永田耕朗君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁願います。

町長（榎並谷哲夫君）

お答えをさせていただきます。先ほど、ちょっと質問を聞いておりましたけども、議長のおっしゃるとおり、何か脇道へそれたかなあという感じでございますけども。いわゆる関連があるということございまして、上町の話が出ました。私の生い立ちまで紹介していただきまして、恐縮に思っておりますけども。

これは、上町の歴史、歴まちの推進については、これは、私の、

上町に住んだからという個人的な見解じゃなくて、やはり、ここの議場でも、たびたび申し上げておりますけども、これは国の動向、これも国の、大きくこのことについて、文化財の保存、活用については法律までつくったという経緯がございます。そうしたことを受けて、後世にきちっとした文化財を残していきたい、それをさらに活用して、地域の活性化にもつなげたいという思いで取り組まさせていただいた内容でございますから、決して個人的な考え方で、私は、これに取り組んだつもりはございません。

そしてもう一つ。細かい話で、その汽車の話が出ました。これは、御案内のように、旧の青山文庫庫舎、これは、汽車というのは、もちろん青山文庫というのは、田中光顕の雅号が青山でございますから、それをとって青山文庫と。これは個人で経営した経過がございます。その中に、客車というのは、もう今、日本で3両くらいしかない貴重なものだそうでございますけども、それがたまたまJRの、今、多度津に保存をされておるという話を聞いて、ぜひ、これは青山文庫庫舎の一对であるというような思いで議論をさしていただいております。

歴まち法に認定されていないという話がございますけども、いわゆる青山文庫庫舎は、歴まち法の一環として認めていただいておりますので、私は、これは一对であるというふうに認識で、今まで議論をさしていただいた、そういう経過がございます。

いずれにいたしましても、佐川町というのは、先ほど申し上げたように、非常に文化的なレベルの高かった地域でございます。それを、ぜひとも、先人の残したものを、さらに、50年、100年、残していけたらいいと。それを活用しながら、子供たちも元気に育ってもらおう。そして地域の活性化にもつながる、そういう方向にいったらいいなあというふうな思いで、今、取り組まさせていただいておりますので、御理解を願いたいと思います。以上です。

#### 11 番（今橋壽子君）

私の質問の内容が支離滅裂ということで、答弁にも御苦勞されている御様子でございますが、私自身は、関連した第1問、2問、3問と関連した中で、質問をさせていただいて、最後、締めくくりたいと思ひまして、町長に、最後の御答弁をお願いいたしました。どうも、行き届かないところもありますが、あくまでも、広井先生の言われましたように、教育と、まちづくり、工学的なものは全て、

先を見通した中でということでございます。

それで、その気持ちを、改めて自分自身も検証しておりますが、町長は、これから最後の任期にいたしまして、ぜひ、そういう思いで、今まで組み立ててきた中でも、変更していくこともあるかとは思われますので、また、慎重に考えて、佐川町の発展のために尽くしていただけることをお願いいたしまして、この場での質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（永田耕朗君）

以上で、11番今橋壽子君の一般質問を終わります。

ここで、食事のため、1時30分まで休憩します。

休憩　　午前 11 時 42 分

再開　　午後 1 時 31 分

議長（永田耕朗君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、8番松本正人君の発言を許します。

8番（松本正人君）

8番、日本共産党の松本でございます。本議会の一般質問の最後でございますけれども、通告に従いまして質問をしていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

その前に、皆さん、きのうからる言われておりますけれども、きのうで、3.11震災から2年ということで、改めまして、被災された方々に御冥福を申し上げたいというふうに思います。また、報道もされていますように、いまだなお遅々と進まない復興の状況に、非常にいらつく思いもしているところです。

私自身も、一昨年に福島の方に災害ボランティアということで行ってまいりまして、災害の様子をつぶさに見、また住民の方にもお会いをして、いろんなお話も聞いてきたところです。

ほんとに、いまだに30万人を超える方々がですね、自分の家に戻れないと、こういう状況でして、ひとつ異常な状況ではないかというふうに思っています。そして、多くの人たちが原発の問題につきましても、廃炉の方向にという意見が大きいにもかかわらず、歴代政府はですね、現在の自民党政府もそうですけれども、それとはまた逆行したような形で進んでいるというのが現状でありまして、

大変に、それは残念に思っているところです。

そして、冒頭ですが、余り長いこと言いますと、時間がなくなりますが、少し、ちまたでマスコミが持ち上げていますアベノミクスについても、チラッとだけ意見を述べさせていただきたいと思いません。

アベノミクスと言われておりますけれども、緊急経済対策、大胆な金融政策、それから機動的な財政政策、民間投資を喚起する成長戦略ということをして3本の矢といたしまして、経済政策をしていくということですが、これはもう、しかし新しい政策ではなくて、既に、歴代の自民党政権がやってきて、既に破綻をしている政策でございまして、3本の矢はもう既に折れていると。折れた矢を掲げて、またやろうとしているのが現状だと言えらると思います。

金融緩和といいますけれども、もう、とうの昔からですね、実質、ゼロ金利が進んでいるわけですから、これ以上金利は下げられない。そういった中で、何をしているかと言いますと、日本銀行が手中の大銀行等からですね、大量に国債等を買って、お金をじゃぶじゃぶと流すと、こういうやり方をしているわけです。

ですから、そういったものが、まあ言うたら、金余り状況というのが生まれて、現在、株価が上がっているというのは、一部の投資家、一部の投資家と言いますの、いわゆるファンドと言われる外国の投資家がですね、買いに走っていると。そして、国内の個人投資家等はですね、逆に売りに走っているというのが現状だというふうに聞いております。

これは、一つの、バブル現象というふうに捉えてもいいんじゃないかというふうに経済学者も言っております、バブルの後には何が合ったかということはもう経験済みでございまして、1日も早く、地に足をつけた経済政策に転換を図っていくことを望むものでございまして。

この話は、以上にいたしまして、本題に入りたいと思えます。

まず、一般廃棄物の処理業者の談合問題について、御質問をしていきたいと思えます。先の中村議員の質問の中でも執行部のほうからにも説明はありましたけれども、繰り返しになるところはありますが、今一度確認しながらやっていきたいと思えます。

ことし2月8日、本町の一般廃棄物収集運搬業務における業者選定に当たっての違法行為確認の損害賠償を求める住民訴訟に対す

る高知地裁の判決が下されました。

その内容は、原告の主張の一部を認め、業者選定時における見積もり合わせにおいて談合があったとして業務委託契約を結んだ2業者について、合わせて約1,500万円の請求を、町長はせよ。というものでありました。

町長は、判決を不服として高松高裁に控訴をいたしました。この裁判の問題点と判決の内容をどう受けとめているのか、また控訴の理由をですね、今一度、繰り返しになるかと思えますけれども、まず、お答え願いたいと思います。

町長（榎並谷哲夫君）

松本議員さんの一般廃棄物の処理に関する、いわゆる談合問題について、御質問がありましたので、お答えいたします。

まず、判決、不服という話が出ました。一部、そうした内容でございませぬけれども、これは中村議員にも質問にお答えしたとおり、談合と、我々としては認められないということで、その談合部分について上部の判断を仰ぎたいということで控訴をさしていただきました。

8番（松本正人君）

控訴の理由を述べよというのは、そのことは言っていたと思いますけれど、この裁判の問題点ですよね、まあ言うたら中身についてはお話にならなかったと思いますけれども、先、進みます。

本件の高知地裁の判決理由では、平成20年、21年度の見積り合わせでは、この落札率は、定率で各業者間にばらつきが見られたのに対して、平成22年、23年度の見積り合わせの結果は、落札率は極めて高率で、業者間の見積り額に差はなく、差はなくということには言ってませんが、競争原理が正常に機能していたとは到底評価できない、というふうに述べております。

簡単に申し上げましたけれども、この判決理由等々を見ましたらですね、皆さん御存じだと思いますけれども、最初は、るる言っていましたように、予定価格の半分を切るような競争が行われていた、と。ところがですね、近年は、非常に、90何%でしたかね、100%に近い数字で業者間がほとんど差がなく並んで落札がされた、と、こういう状況です。

これを、いわゆる競争原理が正常に機能していたとは到底評価できないというふうに、こういうふうに裁判所は言ってるわけです。

この判決理由を町民が見ればですね、私は、多くの方は判決理由に納得するんじゃないかと。法的なことはわからないにしても、少なくとも談合はあったらと思う人は多いのではないかと思います。

私も、そのように思います。そういう意味では、町はむやみにですね、控訴するのではなくて、裁判に従うというのが町民感情に合っていると私はそういうふうに考えます。

しかし、それを言う前にですね、私は、このような混乱を招いた町の責任が非常に大きいというふうに考えています。その点が、私の一番言いたいところなんです。なぜかと言いますと、この見積りによる落札が導入されたのは、平成20年度からですけれども。それ以前から、私は何度もこのやり方は、事業の性格上、導入すべきでないというふうに指摘をしてまいりました。

平成20年の3月定例議会の本会議の予算審議の場で、私はね、こういうふうに言ってます。「私は、この問題は、前々から言ってますけれども、要するに入札に新たに入って、それで入札からもれた人はですね、その時点から、この仕事は一切なくなる。いわゆる失業状態になるというふうに認識をしております」と。それは、「かなり、相当な混乱を招く」というふうに、このときに、導入される前に指摘をしております。

この指摘に対して、町長はですね、そしてですね、その入札をするということであれば、こういうことに配慮されているのかどうか、というふうにも聞いております。これに対して、町長は、簡単に言えばですね、競争原理というものを、この分野で、まだ、わからせる必要があると。そういう時代が来たというふうに思っておるということで、既存の業者が、要するに、新しく参入したいという業者もおって、そして既存の業者はよね、ちょっと甘えがあるんじゃないかと。こういった中で、それを是正するために競争の原理を持ち込むと、こういう意味の答弁だったというふうに思います。

私は、これはね、非常に間違いだというふうのことを言いたいわけです。混乱を招くというのは、今、その混乱になっているわけですから、まさに言ったとおりになったというふうに私は考えています。

しかし、談合があったかどうか、ということは、裁判では、それは問題になったでしょうけれども、私は、その前にですね、談合が

起きるようなことが当然考えられたのに、それを、そうしなければならぬと言ったら語弊があるかもしれませんが、そういった状態に追い込んだ町の責任というものが、この事件にはあるのではないかというふうに考えています。

そもそも以前から何度も議会で指摘してきましたけれども、この一般廃棄物処理事業は、通常の建設事業等のような事業とは事業の性格が違うわけです。そのことは、この当該裁判における被告側、いわゆる町側の弁護士さんによる口頭弁論でも述べられています。

これもですね、平成 24 年、去年の 3 月議会で、私はこれを取り上げて言うております。廃棄物の処理及び清掃に関する法律はですね、「一般廃棄物の処理に関する事業の実施に当たっては、職員の資質の向上、施設の設備及び作業方法の改善を図ると、その能率的な運営に努めなければならない。そして市町村は、一般廃棄物処理計画に従って、その区域内における一般廃棄物の生活環境の保全上、支障が生じないうちに収集し、これを運搬し、及び処分しなければならない。」というふうに、一般廃棄物の収集、運搬業務がですね、市町村の公法上の義務であるということを明確に規定しているというふうに述べています。

そして、地方一般廃棄物の処理業務は、地方自治体固有の事務として、市町村の権限と責任において処理しなければならない。ということで、極めて公共性の高い業務だと。廃棄物の処理及び清掃に関する法律において、市町村以外のものに委託することを例外的に認めているが、当該業務が強い公共性を持つことから、委託基準について特則を定めて、受託者が受託業務を遂行するに足る施設、人員及び財政的基盤を有し、かつ受託しようとする業務の実施に関し、相当の経験を有するものであることを規定している。とこういうふうになってます。

ですから、この、安易にですね、まあ言うたら、新規参入者が希望してるから、それに「安けりゃ、やらしちゃろう」というようなことは言ってないんですよ、これは。きちっと責任を持って任せられる人に、町が責任を持って任さなければならない。と、簡単に言えば。こういう仕組みになってるわけです。

法の成り立ちがこうなってるわけですから、町長はね、この法律を無視して自分の考えで導入をしたというふうに、僕は、言わざるを得ないというふうに思ってます。

この入札がどのようにして導入されるように至ったかということ、これは今回のこの裁判の原告であります一人がですね、まず、私のところへ入札制度にするべきだということを相談に来ました。私は、これは、事業の性格上ですね、それはまかりならんと、いかんというふうに言いましたら、これはいかんと思うたのか、今度は町に直接、話をするというような形で、町長と交渉をし始めて、私も何回か、その席におったことがあると思いますけれども、当初は、町長は、松本議員の言うとおりと、こういうふうに言っていましたけれども、いつの間にか、コロッと変わって、ふたをあけたらこういう制度の導入をしたと、こういうことになっちゅうわけです。

そのときはですね、私も、ほいたら、どうしたらええや、というところまでは考えが及びませんでしたけれども。いろいろ調べるとやっぱり、どんどんと自分が初めに言っていたことが、どう言いますかね、正しかったということに確信を持つばかりという状況になっています。

このことについて、町長は、どういうふうにお考えなのか、をお伺いしたいと思います。

町長（榎並谷哲夫君）

お答えいたします。これの、競争の原理を導入するという段階では、単に、個人的に要求受けてということではなくて、この議場でも私、議論があって、やはり今の時代には、やっぱり民間の力も借りて、ある程度競争原理で、格安じゃないですけども、効率的な運用という導入も、時代の背景としてはやむを得んというように、ここで私、答弁申し上げたところでございます。

先ほどありました、いわゆる経験、そして確実に仕事の実行できる人為体制、そういったものも、今、おっしゃられたとおりでございますので、その導入に当たりましては、きちっと、設備そして経験、そうしたものを確認をして競争、いわゆる見積り合わせに参加をしていただいた経過がございます。

そうしたことで、確かに基本は、行政の責任、これは先ほど午前中にも申し上げましたけども、それあるということですけども、やっぱり流れとしては、やっぱり民間の、いわゆる効率的な活用も、活用しなければならぬ時代に遭遇したというに判断をいたしまして、確かに、いろいろな問題はあろうというふうに考えながら、そうした時代の背景を踏まえて、導入を、結論を出さしていただいて、

実行してございます。

当初、2年くらいは、随分と混乱いたしまして、3年目に、こういう問題になったわけですけども、こういう問題を引き起こした要因の1つに、私が競争の原理を導入したことに背景があるということも、これは当然、私の責任として感じなければなりませんけども。当時の時代背景からしましたら、やっぱり民間、競争の原理で、効率的な運用というのにも必要であったかなというふうに思っております。

#### 8番（松本正人君）

当時のね、時代背景と言いますけど、時代背景が、そんな時代背景があったとも私思いませんしよね、何をもって、町長のその時代認識というのは、よくわかりませんが。そしたら、後のほうに言おうと思いましたがけれども、例えばですね、そもそも、この一般ごみの廃棄物の収集というのは、各自治体によって、やり方がまちまちなわけです。

それは、けど、大きな理由というのは、昔はですね、そう遠くない昔、昔は、ごみらあていうものは、大体、自分くで処理をしようとしたです。生ごみは畑へ捨てよったし、それから、そうでないものは、それこそ畑で焼きよったし、そういうような形で、そんなにごみがよくね、各家庭から、どんどんどんどん出るという状況ではありませんでした。

また、その有害的な廃棄物もそんなになかったですよ。それがだんだんだんだん増えてきて、そういった中で、佐川町の場合やったらですね、私が聞いているのでは、これまで随契で受けていただいていた佐川衛生さん等によね、お願いして、初めはパッカー車とか、そういうものじゃなくて、普通のトラックなんかに乗せてよね、処理をしていただいていたと。そういったものが、だんだんだんだん自治体のニーズに合わせるようになって、パッカー車も購入してもうて、お任せをしていったと。こういうことだというふうに聞いております。

私が、前にもこの話しましたけれども、忘れられないのがですね、10数年前だと思いますが、県議選で、我が党の候補者が梶原から出まして、事務所を梶原に構えた関係で、私が梶原に、よく行っていましたら、日曜日に、朝、各家庭というか、で、軽トラックなんかで粗大ごみをどっさり積んでですね、何か、忙しそうにしゅうがです。何しゅうろう、とこう思うたら、みんな一斉にそれを持ってで

すね、山に、大きな 50 メータープールくらいの大きな穴を掘って、そこへボンボン放り込んで、焼いて、梶原の町が真っ暗になるほど黒い煙が出て、それでそれを後で土で埋めると。こういうことを、ほんの 10 数年前の話ですよ。やってみましたよ。さすがにびっくりしました。今は、そんなことやってない、やってないです。

そういうようなことですから、各自治体で、いろんな事情があって、そういった処理に入っていくゆうということですけども。例えば、合併前は本町と、うんと似たような状況にあった窪川、これは今平成 18 年に合併をして四万十町になっちゅうわけですけども。

四万十町は、現在どういうふうにしてるかといいますと、平成 21 年からですね、NPO 法人に委託をしています。これは法人に委託して、11 月ごろに NPO 法人から予算請求、予算要求をしてもうて、ほんで決算書らぁに基づいて精査をして、そして、これは必要やろう、いや、これはいるやろうというようなことで予算をつけて、一般会計予算から出しゆうと。

ただし、四万十町は、ごみ袋を有料化して、そしてその収益があるので、もうけが上がった場合ですよ、は、年度末、年度末というか決算時に町にお金を返すと。こういうような形をとってるというふうに聞いてます。

これが、時代の流れではないかというふうに思うわけです。で、町長がやられてる時代の流れというのは、僕から見ますと、時代の流れに逆行するやり方ではないかと、このように思いますけど、これを聞いて、どうお考えますか。

町長（榎並谷哲夫君）

お答えいたします。時代の流れという私の背景は、いわゆる小泉内閣以来、民間にできることは民間の活力を活用する、そういう時代の流れがあったというふうに私は判断をして、競争の原理で、ある程度効率化を図るといのが背景でございまして、今、おっしゃられたごみ処理の時代の背景が変わったという、そういう意味で申し上げておりませんので、そのあたりは御理解願いたいと思います。

その上で、確かに、おっしゃられるとおり、私も、まだ松本議員さんが、そういうごみの、それぞれ家庭で処理した時代に生きてこられたと、私も思わざったですけども。確かに、私の、本当、子供のころ、このあたりは、人口が 2 万近くあったわけですけども、ゴ

ミ捨て場一つなし、焼却場もなし、し尿処理もない、そんな時代を過ごしてきました、今の状況が、私の時代から見たら、ほんとに大変な時代になったなあということですけども。

これは、一つは、背景は、やっぱり日本の経済成長の背景があって、いわゆる大量消費の時代の流れがこうなって、結局、もう個人では処理し得なくなっていて、行政に頼らざるを得ないというのが現況かなというに思っておるわけでございます。

そうしたことで、この廃棄物の処理については、松本議員も先ほどおっしゃられた、基本的には自治体の責任であるということは、これは法律でもきちっと認められてますけども、民間のそういった力も借りながら、効率いいものを、そしてサービスの低下につながらないような方策というのは、それぞれ自治体がいろいろな事情で、知恵を出しながらやってきておるということでございます。

佐川町においては、御案内のように、従来、そういう時代から、だんだんごみが増えてきて、処理し得なくなりました。それを行政がやるということで、一部の業者の皆さんには協力もいただきながら、現在まできておるという状況でございます。

そうした中で、今度はやはり、二者だけではやっぱり不公平だというようなことも、この議会でも議論がございまして、そういう背景があって、今の仕組みにやらしていただいて、これが完璧とは言えませんので、さまざまな御意見を賜りながら、なお、将来に向けては、いい方法を模索しながら、改善するべきはしなければならないというに思っております。

#### 8 番（松本正人君）

繰り返しになりますけど、当時、導入されようとしたときに、私も、随分とこれ反対やということ言うてきましたので、当時の担当の課長さんとも話しをしまして、当時の担当課長も、基本的には導入すべきでないという考えを持っておりました。

で、それがそうでないようになったわけですから、これは、町長はですね、町長の主導でそういうふうになったというふうに私は考えております。後でお答えしていただいても構いませんけれども。

そのときですね、この先ほど言いましたように、先ほど言いましたが、法律ですよ。市町村以外のものに委託することを例外的に認めているが、委託基準について特則を定めて、受託業者が受託業務を遂行するに足る施設、人員及び財政的基盤を有し、かつ受託

しようとする業務の実施に関し、相当の経験を有するものであることを規定しちゅうというような法律については御存じでしたか。

町長（榎並谷哲夫君）

正直、その細かい字句までは、私も記憶、記憶ちゅうか、読んだわけじゃないですけども、そのごみの処理についての担当者という話する中で、当然、そういうことは頭に置いて、遂行してきた経過がございます。

当然、新しく業者を入れるときにも、きちっとそういう条項を組入れて、その資格あるなしを判断をして参入させたという経過がございます。

8 番（松本正人君）

この法律を知っちゃってそういう判断をしたというのであればですね、なおさら、理解に苦しむというふうに思います。

で、逆に言えばですね、これまでの業者と、これまでの業者というのは、いわゆる見積もり入札がされる前までですよね。二業者さんにずーっと業務委託をしてきたと。これはもう、ま言うたら、パッカー車がない時代からですね、すまんけんどやってくれやということやって、お互いにですね、この意見交換しながらですね、業者は業者で、その片一方ではごみ収集事業についてもですね、やっぱり安全を守り、そして住民の福祉に寄与すると、そういったことでしっかりした誇りも持ってやってきたというふうにも聞いております。

そういった関係で、もちろんそれが高い、安いということになりますと、ちょっと別の問題ですけれどもよね、委託料が。それは別の問題ですけれども、そういった歴史があるにもかかわらずですね、いきなりですね、まあ言うたら、このような入札制度を持ち込んで、そして、経験のない者でもですね、安けりゃかわってくれや、というのは、一つの裏切り行為にも等しいんじゃないかと、この業者に対して。私はそれぐらいに思ってます。

ですから、ちゃんとするものにするのであればですね、それなりのきちっとした手続きを踏んで、先ほど言いましたように、NPO法人でも何でもいいですけども、移行していく、そして、そういった経験も十分に活かしていく。今までお世話になった業者にもよね、迷惑がかからないようにしていく。こういうことが十分に配慮されてやっていくべきものではなかったか、というに思いますけれ

ども、そういったことに一切配慮しないで、こういったものを、乱暴に導入したと言ってもいいと思いますけれども。

そういった結果がですね、このような状況になってきてると、まさに言わざるを得んと思います。まさに、こうなると、私言ってきましたから。だから、ひとつも驚きません、こうなったことについては。そのこと自体には。

ですから、こういったことを招いた町の責任というのは非常に大きいと、このように思いますので、ぜひ改善を図っていただきたいと。制度そのものについて。いうふうに思いますけど、いかがですか。

町長（榎並谷哲夫君）

先ほど申し上げましたこの経緯については、御理解をいただけるかどうかわかりませんが、御説明申し上げました。今後についても、先ほど申し上げたように、今、制度、完璧なものだというには考えておりませんので、これはさまざまな意見を踏まえながら、改善すべきは改善していかなければならないというふうに考えております。

ただ、これは松本議員に反論するわけじゃないですけども、競争原理を導入した背景には、私の独断ということじゃなしに、やっぱり議会での議論も踏まえ、そして業者の、いわゆる希望する業者もおったということも、背景踏まえて、そして、町は町なりの行政の最善の策を尽くしながら、今、法律に基づいて委託を、合い見積もりで委託を始めたという経過がございます。

これが、私、100%完璧なものだというには、先ほどから申し上げておりませんので、この点につきましては、こういう混乱を招いたことについての、これはもう責任、これはもう私にはあるわけがございますけども、これは町民の皆さんにも、この件についてはおわびをしなければならないと思っております。

なお、この、先ほど松本議員がおっしゃられた、これでいいのかという話になりますと、これは、いつまでもこういう混乱を招くような制度そのものも、やっぱりこれ、どうかなという思いもありますから、この点につきましては、改善すべきは改善しながら、対応してまいりたいし、どうあっても、やっぱり住民の方への、やっぱりそういうごみ処理に対するサービスの低下が招かないような形での制度設計なりを検討していかなければならないんじゃないか

というふうに思いながら、お話をお伺いさしていただきました。

8 番（松本正人君）

あんまりこの問題について長くやりたくないの、素直に町長がですね、こう、間違うちよりましたと、改善を図っていきますと、こう言やあええがですですけどよね、ると、そんな言いわけするのですね、これは言わざるを得んくなってくるわけです。

議会で議論したと言いましたけどよね、そりゃ説明はチラッとしたかもしれんけど、僕が文句言うただけですよ、まあ言うたら。こうだから賛成とかていう話は一つもなかったと思いますけれども、私の記憶では。

それと、先ほども何遍も、その競争原理をどうのこうのと言いますが、全くわかりません。この法律の中には、競争原理を入れるべきだとかいうことが全く書いてないわけですし、全く逆行すると。本来ならば、町が直営でやるべきものながですよ。先ほども言いましたように。例外的に認めているて書いてるじゃないですか。直営でやるべきものを例外的に認めて、委託してるというものなんですからよね、それに加えてですね、その競争原理をもってきて民間に競争させて何するらあていうことは、ちょっと飛び越え過ぎじゃないですか。余りにも。私は、そういうふうに思います。

ですから、ちょっとそこら辺はですね、もうちょっとこう、まだそこにこだわりたいみたいですけども、そのこだわっちゃうとしたら、それはもう間違いやというふうにはっきり申し上げたいというふうに思います。

町長は、もうこの 10 月に、引退されると、こういうことですからですね、もう既に、来年度の事業については、今さらどうこうするって言ったって間に合う話じゃないですから、再来年度ですか、からの話になるわけで、新しい、いずれにしても、町長さんがですね、これを進めていかないかんわけですけども、やっぱりこの議論というものはね、大事にしておきたいというふうに思いますので、よろしく願いをいたします。

私は、その談合については誤解のないように言っておきますけれども、是とするものではございません。決して。そうではないですけども、こういうことは十分に予測されたということを申し置いたものでございます。

先ほども、繰り返しになりますけれども、町民感情としてはです

ね、町に対して責任は何ちゃ問うてないわけですから、裁判は。で、業者に対して損害賠償してくれと、こういうことやのに、なぜ控訴すらあや、とこういう話になっちゅうわけですけれども。

けれども、発言通告にも書きましたけれども、これ、片っ方ではですね、町側がですね、素直に談合があったというふうに認めてしまうと、中村議員の言いよったがはちょっと違うと思いますけどよね、要するに、それは初めから談合があったらあてわかつちよつたら、最初からそんな入札はせんわけですから、ないと思うて、ないと思うたのかどうか知りませんが、そういうことで事業を進めてきたと。そこで、第三者からですね、判決がおりたと、こういうことですから、これは真摯に受けとめてですね、やっぱり町の利益にかなうということであれば、これは、通常であれば請求すべきだろうと、こういうふうに思います。

しかし、ただ請求しただけでなくて、通常であればですね、何らかのペナルティを与える。この間も、県の談合問題で、業者が長い間指名停止にあうとか、こういうことがありましたがね。けれども、業者は限られてるわけですから、この二つの業者がですね、事業ができないとしても、かわる業者はおりますけれども、けれども、非常に影響は大きいと。痛しかゆしと、こういうような状況にもなるということで、こういうところを見ても、この事業の性格というのが出てくるんじゃないかというふうに思いますので、よろしく願いをいたします。

次の問題に入りたいと思います。

国保税の軽減についてお伺いをしたいと思います。国保税が非常に高い。支払えない、高くて支払えないという、そういう被保険者もたくさんおられるわけですけれども。私自身も非常に、国保税は高いなあと感じている一人ですけれども。ここ数年、国保会計の基金が取り崩されて、残額も乏しくなっているということで、赤字会計が続くことも懸念されているという状況だそうですけれども、まず、その国保税ですよ、こういったものが支払えない、要するに未納になっている人、その件数とですね、そして額、できれば、国保税の中でそれがどれくらいを占めてるのかということについて、まずお伺いしたいと思います。

税務課長（河添博明君）

お答えいたします。国保税の収入未済額ということでお答えさし

ていただきます。決算ベースでございませうけれども、23年度につきましては、4,610万6,000円。件数がですね、ちょっと調べてございませうが、金額はそれです。以上です。

8番（松本正人君）

できればですね、全体の税収よね、税収に占めるこれの割合をお聞きしたいですけど。

税務課長（河添博明君）

お答えいたします。23年度決算ベースでございませうけれども、収入済額におきましては、2億8,700万4,000円でございます。

先ほどお答えしました収入未済額は、それに対してということですよ。以上です。

8番（松本正人君）

かなり大きいというふうに思います。そこでですね、3番目のことにも関連をするわけですがけれども。これまでも言ってきましたけれども、我々としてはですね、我々と言うのは、町民側からしたら、この国保税の重いのは何とかしてほしいというのが現状ではないかと思えます。

聞くところによると、高知県以外が多いそうですけれども。随分と一般会計から国保税に対して、注入をして、国保税が上がらないように施策をとっていると、こういう自治体が、県外では特に多いそうです。それと3番もかかわりますけれども、高知県でもですね、中学までの医療費無料化というのは、県内では多数になってきてると、こういうふうになってきてますけれども。しかしながら、非常にこの国保会計の今の現状というのは厳しいものがあるというふうに聞いてますけれども、そこで、今、どういう状況になっていてですね、今後どういうことが予想されるか、どういう施策を考えていかないかというふうに考えてるのか、それについてお伺いをしたいと思います。

町民課長（横山覚君）

お答えを申し上げます。国民健康保険につきましては、国民皆保険制度の中核といたしまして、市町村が運営し、国民生活を支える重要な役割を担ってきておりますが、国保加入者には、年金受給者の方や無職の方など、低所得層の割合が高いこと、そしてまた、高年齢層の方など、医療の必要な機会の多くなる方の割合も高く、このような構造上の脆弱さによりまして、国保財政の運営も、年々厳

しさが増しているところであります。

当町の医療費につきましては、一般被保険者におきましては、ここ数年、11億円前後で推移をしており、一見見たところ、変化はないように見えるところですが、被保険者数は微減傾向にある中、1人当たりの医療費については右肩上がりになっておりまして、今後医療費は伸びる傾向にあると見込んでおります。

この要因といたしましては、被保険者の高齢化や医療技術の高度化に伴う医療費の高額化、また高額な医療を要する疾病、例えば、慢性腎不全や統合失調症などですけれども、この患者数の増加といったものが考えられます。

こうした中で、佐川町国保の財政調整基金につきましては、平成22年度決算以降、一部取り崩しにより単年度赤字決算の解消を図ってまいっております。基金残高は、平成21年度末現在で2億8,643万3,149円でありましたものが、平成23年度末決算時で1億8,918万4,288円と、約1億円が減少をしております。

さらに、平成24年度、今年度ですけれども、の決算と来年度の平成25年度においても基金からの繰り入れが必要と見込まれておりまして、その結果、来年度、25年度末には、基金残高は約4,500万円と見込まれております。

このように、単年度収支につきましては、平成22年度以降、単年度平均で約6,000万円の基金を取り崩しておりまして、連年、決算時に赤字補填を行っておりますことから、平成26年度においては、基金からの繰り入れをもっても赤字決算となることが予測をされまして、今後早急に、この財源確保についての検討が必要となってきております。よろしく申し上げます。

8番（松本正人君）

まさに、予測どおりになりますとですね、これはもう喫緊にですね、対策を練らないかんと、こういう状況になっているということがおわかりいただけたんではないかというふうに思います。

で、そこでですね、その対策をせないかんわけですけれども、対策としては、何が考えられますか。

町民課長（横山覚君）

お答えいたします。基本的に、医療費の増額に対します財源の増を求める必要があるということで、この増額を求めるためには、一つは、国保税率を引き上げる。またもう一つは、一般会計の繰り入れ

を考えるとというふうなことが考えられます。

8 番（松本正人君）

一般会計からの繰入れ、そして国保税率を引き上げて、まあいわゆる被保険者から払ってもらうものを大きくすると、こういうことですけれども。

で、お伺いしますけれども、この税率を上げるというのは税率をつつくとのことですけれどもですね、いわゆるこの国保税につきましては、国で上限が定められてますよね。今まで、その上限いっぱいの方はですね、なんぼ税率が変わってもですね、払う金額は同じということになりますよね。とするとですね、どういう人に、この税率が上がった場合にですね、負担が大きくなるか、このことをお伺いしたいと思えますけれども。

町民課長（横山覚君）

お答えいたします。税率は、今、目いっぱいまで引き上げておりました、そこまで到達した方につきましては、そこで限度ということになっております。この税率を上げなければですね、一応、中間所得層の税の負担が多くなるというふうに言われております。

8 番（松本正人君）

いわゆる最高まではいかなかった人がですね、いわゆる極めて最高に近うに上がっていくと、こういうふうに捉えていいと思えます。しかし、軽減措置のとられるような方は、これまでどおりということになるかとは思いますが、しかし、前回の議会でも質問しましたけれども、国のほうではですね、生活保護基準の引き下げということが言われてきてますので、こういったものに従って軽減措置というのはやられているわけですから、ということですね、これまで払わんでええ方が、払わないかんかって、しかも税率が上がっちゃうから、今までよりはよけ払わないかんと、こういうような形になるという、そういうふうに考えていいですか。

町民課長（横山覚君）

お答えします。大体、そのように考えられていいのだというふうに思います。

8 番（松本正人君）

赤字幅、非常に大きいので、これを一般財源で補填をしていくということになりますとですね、これは議論が必要になってよいかというふうに思います。

しかしながら、できるだけやはり町民に負担のかからないような施策をしていかなければならないんじゃないかというふうに考えております。そういう意味ではですね、佐川の、その町民の生活を守っていくという面では、まさに待ったなしの状況にあるのではないかとこのように考えております。

ですから、ほんとに無駄なものにはお金が、びた一文使えないというのが、今の佐川町の現状ではないかというふうに思いますが、いかがですか。

町長（榎並谷哲夫君）

お答えいたします。まさに、そのとおりでございます、財政的には非常に厳しい状況の中でございます。その中で、無駄は省いていかなければならないところが基本でございますので、そのとおりだというふうに思っております。

8番（松本正人君）

先ほど、冒頭にですね、アベノミクスの話しましたけれども、何か、世の中がええ方向に向かうんじゃないかという、淡い期待が、されてますけれども、現状というのは、物価についてもそうですけれども、投機のほうが劣ってますので、だから石油とかそんなものは今、上がるような状況ですよ。外国為替レートの事情もありますけれども。電化製品等はですね、どんどんと、今大幅に値段が下がっていると。ケーズデンキが須崎に来ましたけれども。値下げ競争が続いているような状況ですけれども、肝心の生活必需品、これについてはですね、むしろ上がると。けれども、実態経済というものは伴ってない、このバブル経済になってるわけですから、ますます国民の生活は苦しくなるということが予想されると思います。

そういった中で、こういった国保とか介護保険もそうですけど同じような状況にあるというふうに言われてますし、どんどんとそういった我々の生活に必要な部分が、負担が重くなってくると、こういうことが、これから予想されるという、こういうふうに考えるべきではないかというふうに思いますけれども。そのために、万全の準備をする。そしてそういった施策を進めていくというのが、町の仕事だというふうに考えてますが、いかがですか。

町長（榎並谷哲夫君）

お答えいたします。経済運営、これはまさに政治の問題であろうかと思えます。安倍政権になってから円安が進み、そして株価が上

がるということで、一見、ニュースで見えますと、一部の企業については、報酬も上げていくというようなけさのニュースもあっておりましたけども。一見、見ると、大変、一般のサラリーマンにも恩恵があるようなニュースが流れておりますけども。私どもは、やっぱりこの地域は、まだまだその恩恵に浴するという状況には、まさがないというに、私も、それは同感でございます。

さりとて、じゃあ、どうするかというふうになりますと、なかなかここで、私が、日本の経済どうするかというような議論は余りようしませんけども、やっぱりそういう厳しい現状にあるということは、やっぱりお互いに認識をしなければならないんじゃないかというに思っております。

そんな中で、今、議論があります国保税、そして介護保険の率にしましても、これは大変経営が厳しくなってくることも事実でございます。じゃあ、その厳しくなった状況を、じゃあその病気もみれないかということには、なかなか今の日本の状況にならないとすれば、今、課長とも議論があっておりますけども、やはり、どっかで負担をする。そして、やはり負担を軽減をするとなると、やっぱり出るところもやっぱり考えていかないかん、というふうに考えまして、やっぱり健康で、病気にかからないような、高齢化というものもどういうにするかと。これもやっぱり行政としての方針の一つには入れなければならないんじゃないかというに考えながら議論を聞いておりましたけども。

今、質問に答えられるような、なかなか経済をどうこうするというなことにはなりませんけども、やはり今のアベノミクス、株価がどんどん上がってくる、世界中の株が上がったというな状況は、これはまだまだ、ほんとによその状況のような気がいたします。

ただ、企業がこれからだんだん元気になって、やっぱ雇用もつながっていく、そして給料も増えていくということになりますと、それは一般の庶民の生活にも影響が、好影響が出てくるんじゃないかと、それは期待をするところでございますけども。

一方、いわゆる今まで円高が大変、悪のようと言われておりました、円安が進んでおります。その中で、企業の業績も上がった、業績もあるようですけども、やはり、我々の一般の生活には、もう既に、もう負担がかかってくる、これは一つは電気料金の値上げも、四国電力がそういうな申し出をしておるようですから、これは、一

つは、原子力発電の事故の起因もしますけども、今、化石燃料、これは円安が進めば、当然高くなる。それはやっぱりこっちの負担だと。そういう非常に何もかもいいということがないというのが、今、私が感じておる状況でございます、ぜひとも、これから先には、そういう細かいところまで気の配った、やっぱり政治の議論もぜひしていただきたいなあという思いながら、お話を聞いて答弁さして、まあ、今の、多分、松本議員の質問には答えになってないと思いますけど、私の考え方を述べさせていただきました。

#### 8 番（松本正人君）

もう年頭の予算書が出ましてですね、先ほどの国保の問題なんかも、これからの考えていかないかんことですし、そういった中で、町長は、年度途中で、もうおらんなんと。こういうことですから、妙に気合いが入りませんがね、しかし、こういった問題があるということで、ぜひ、後の町長にもつながってくるようなよね、やはり施策を、もう早うから組んで計画も練っていかないかんというふうに思います。

そこでですね、12月議会、それからその前の議会も、坂本議員と私とで言うてきました住宅リフォーム。12月議会で言うたことは、なかなか今回の予算には反映しにくいとは思いますが、今言ったような、これからほんとに国の施策によってですね、どんどんと、逆に住民の暮らしというのは、厳しい状況になってくるだろうというふうに思いますので、そういった中だからこそ、自治体が住民の生活を守っていくというそういう礎、盾になっていかないかん、こういう役割が大きくなるというふうに思います。

ですから、住民の生活を底支えしていくと、こういうことがますます必要になってくるというふうに考えてるわけです。そういう意味でも、ずっと言ってきました中学生までの医療費無料化、こういったことも底支えの一つになってくると思いますし、予算的にも前に1,400万というような中学校、そういった答弁があったことがあったと思いますけれども、実質額は700万で、ペナルティ分を含めて1,400万というふうに理解しておりますけれども。そこまでお答え願えいでもいいですけどもよね、言いたいことは要するに、それぐらいのお金で、それぐらいのお金も要らないと、これは。計算の方法聞いたら、小学生にかかる医療費をそのまま6で割って3割けたと、こういうような計算らしいですので、そうすると中学生は、

小さいお子さんよりは病院にかかる利率というのは少なくなるというふうに聞いてますので。現実的にはそんなにもかからんと思えますし、これはぜひともですね、生活に安心を与えるうえでもですね、いい施策だというに思いますので、今一度これぜひともやっていただく方向で考えていただきたいと、いうに思います。

それと4番目も含みますけれども、住宅リフォームの助成制度、12月議会でのですね、答弁ではですね、耐震と一緒にやるということを考えていきたいというふうに考えて、そういうようなことを言われましたけれども、それが、どのように現在のところ、どこまで進んでいるのかとか、考えの中だけかも知れませんが、そのことも含めてお伺いをしたいと思います。

産業建設課長（渡辺公平君）

住宅リフォーム助成制度の御質問にお答えさせていただきます。先般の12月議会、松本議員から御質問いただき、住宅リフォーム助成制度でございますが、そのときも申しましたが、経済対策の側面と個人資産の価値向上への補助金を出すという側面があるというふうに申しました。

現状では、民間住宅の耐震化を優先すべきだというような考えであるということをしり上げ、さらに、住宅リフォーム助成制度が耐震対策事業を促進する手だてとなるのであれば、そういった検討もできないかということをお答えさせていただきました。

そこで、12月定例会一般質問以降、いろいろ検討をしまして、耐震改修とリフォームを同時、セットで行う場合、通常の耐震工事のみ施工時には、水回り施設内部の補強が困難になり、補強箇所が限定されますが、リフォームにより水回りと合わせて行うことができれば、バランスの取れた補強計画ができると。さらに、外壁をリフォームする計画であれば、外からの補強が容易になる、容易にできるメリットがあることから、結果的に耐震改修費、工事費は下がるというようなことがわかりました。

一方では、リフォームで外壁を改修することになれば、足場仮設等の全体工事費が増額になると。それから水回り等まで行う場合には、水回りなども含むリフォームとなれば、一時期引っ越しもせないきませんので、引っ越し費用も必要になると。こういったことを県なんかと相談しまして、こういったことがわかりました。

これ、デメリットも確かに外回りまで持っていけばあるわけですが

が、メリット部分もありますし、一緒にやることによって、耐震だけやる場合よりも安うなってくるとか、というようなメリットもあります。

そこで、25年度の予算には、とても間に合うものでもなく、ものではなかったわけですが、これから今後ともですが、国、県の交付金とか補助事業、関係の導入についても探っていきながら、26年度以降に耐震改修とリフォームをセットで行うことができないか、事業ができないか、さらに検討さしていただいたらと思うております。どうぞよろしく願いいたします。

8番（松本正人君）

前回の議会です、いわゆるその経済対策としてのリフォームというのはですね、考えづらいと、こういうようなことを言われたというふうに記憶しておりますけれども。この国の大型補正の中でも、先の議員の質問の中にもありましたけれどもよね、いわゆる経済対策としての予算というかよね、こういったものが位置づけられてるというふうにも聞いております。それが、このリフォームに使えるかどうかというのは、これ別の問題ですけれども、そういう考え方もありだよということではないかというふうに思いますので、そういう線でも遠慮なく施策を考えていってええんじゃないかというふうに考えるところです。

来年度の、来年、再来年度ですか、26年度の導入に向けて検討していきたいと、こういう答弁だったと思いますが、できることならばですね、年度途中でも補正を組んででもですね、ぜひやっていただきたい施策だというふうに思いますので、ぜひよろしく願いします。

この、その点について、僕は、12月議会から、この点については、妙に、町長からのこのことについての御意見を聞いてないように思いますけれども、どうですか。

町長（榎並谷哲夫君）

お答えいたします。これ、議論は、私と議論をしてないということをおっしゃられましたけど、これまさに、ここで議員さんと議論をさしてもうたと一緒に思っております。というのは、ぜひその経済対策をですね、やりたいです、それは。やって成功した事例もあるという、それはいくつかありますけども。

ただ、ここで耐震とのセットというのはですね、実は耐震が補助

が少ないのかどうかわからん、あるいは関心がないのかわからんですけども、なかなか進捗が悪いです、佐川は。個人の耐震化、そう言ったもの、それがいくようにできれば、そこに、どんどんやっばり予算をつぎ込んでも、私はいいかなと。

ただ、リフォームだけになりますとですね、耐震化がなかなか進まんじゃないかという気がいたしまして、できたら、そのリフォームと耐震化と合体さして、耐震化をいち早く、早く進めたいというのは思いでございます。これはもう、課長が答弁したとおりの内容でございますから、ぜひそういう、できれば、早く取り組んでいきたいと。ほんとに個人の耐震の工事というのは補助がありながら、非常に進捗率が悪うございます。それがうんと気になっておりますから、ぜひ、いろいろな知恵でですね、それを促進するようにお願いしたいというに思っております。

#### 8 番 (松本正人君)

前向きに検討していただけると、こういうことで理解をしたいと思えます。

最後になりますけれども、佐川高校の定員割れについて質問をさせていただきますようにしています。佐川高校は県立高校ですから、佐川町の行政とは直接関係はないわけですがけれども、やはり佐川にとっても、その周辺の地域にとってもですね、非常に大事な役割を担っているのではないかというふうに思います。

かつて、ピーク時が県内で1万3千人の卒業生が、高校の、あったというふうに聞いてますけれども、何年後ですかね、それが5千人台になるということが予測されてるわけですから、6千人か5千人、6千人でしたかね。6千人前後だったと思いますが、いうふうに聞いてますので、まさに半分以下になってくると。卒業生が。そういう中で、非常にこう少子化が進んで、この間も県の諮問委員会で、そのことが検討されてきたということでございますけれども、そういった中でもですね、そういうことを待たずして、仁淀高校なんかも既に廃校になってるわけです。

しかし、そういったところの人もですね、本来、仁淀高校へ行ったであろう人も、それが佐川高校へ来るかということ、違うと、いうふうにも聞いています。なぜかということ、仁淀から佐川へ来るのにも非常にね、旅費とかそんなものが、やっぱり要るそうです。ですから、どうせやったらもう市内へというような、こういうようなこ

とらしいですけれども。

いずれにしても、別に、例えば、四万十町なんかでは、四万十町内だったと思いますけれども、生徒についてはですね、窪川高校なんかに来られる生徒さんについては、旅費の補助をすると、こういうことをして、何とか地域が疲弊しないようにという工夫がされているというに聞いてますけれども。佐川町内は、それほど広くはないので、そういった施策は必要かどうかはわかりませんが、しかし、何が言いたいかといいますと、こういったふうですね、非常に、その高校をめぐる情勢というもの是非常に厳しくなってきたんじゃないかというふうに思いますので、何らかの形でですね、早くから、そういった対策について、考え及ばしていった必要があるんじゃないかと、こういうふうに思いますので、そういう視点から、教育長のお考えを聞きたいと、こういうことで質問をさせていただきました。

教育長（川井正一君）

佐川高校の定員割れが続いておるといって大変厳しい状況に関する御質問にお答えしたいと思います。

高等学校への進学につきましては、本町は、高知市内への通学圏内である上に、子供たちの価値観の多様化や実業系の高校への進学などによりまして、町内や近隣の町村からの佐川高校への進学者は減少傾向がございます。

ここ数年の佐川高校の新入生の状況を見てみますと、佐川高校の入学定員 120 名に対しまして、平成 22 年度が 76 名、平成 23 年度が 54 名。平成 24 年度が 76 名と、大変厳しい状況が続いております。

こうした中、佐川高校の生徒を確保するためには、子どもたちが行きたい、あるいは保護者が行かせたいと思えるような魅力ある佐川高校づくりに取り組んでいただく必要があると考えています。現在、佐川高校全日制に対しまして、町から 20 万円助成していますが、今後、佐川高校の考えや取り組みを聞かせていただく中で、魅力ある佐川高校づくりに対して、町からはどのような支援ができるのか検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

8 番（松本正人君）

あわてないかん問題ですけれども、そう喫緊の課題でもないようにも思いますけれどもよね、そういう意味で、そうなんぼでも詰め

た話にするつもりはございませんけれども、けど、やっぱり聞いておきたいんですけれども、その検討していきたいというのは、具体的にですね、これ、どういうような形でやっていこうと考えてますか。

教育長（川井正一君）

先ほど、議員さん御指摘の、例えば、四万十町が、町内の高校生に対して、窪川高校、四万十高校の通学生に対して、通学代の2分の1補助してるとか、あるいは、仁淀川町においても、高校生の通学代が大変厳しいということで、いわゆる高知市内、佐川高校含めた学校へ通う生徒に対して、一定の助成もしておるといのは承知しております。

ただ、そういった財政面だけの支援、その個人に対する支援も、やり方の一つとしてあろうかと思いますが、もう一つは、学校が、例えば、特色ある学校づくりをやりたい、そのために何らかの支援をしていただきたいとかいう、そういう支援のやり方もあろうかと考えております。

ですので、特に、こういった面に対して支援するとかいうことではなくて、やはりその前段として、佐川高校と今後、佐川高校の特色ある学校づくりはどんなやり方でしていくのか、そういったこともお聞かせいただく中で、支援のあり方というものは考えていくべきではないかというふうに思っております。以上でございます。

8番（松本正人君）

以上で終わります。

議長（永田耕朗君）

以上で、8番松本正人君の一般質問を終わります。

これで、本定例会に通告がありました全ての一般質問を終了します。

日程第2、常任委員会審査報告について、を議題とします。

総務文教常任委員長の報告を願います。

総務文教常任委員長（徳弘初男君）

（以下「総務文教常任委員会審査報告書」朗読）

と決定いたしましたので報告申し上げます。

議長（永田耕朗君）

質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。

この陳情について、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、受理番号 13 号「オスプレイの配備見直しと低空飛行訓練の中止を求める意見書」決議については、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

次に、産業厚生常任委員長の報告を願います。

産業厚生常任委員長（松本正人君）

(以下、「産業厚生常任委員会審査報告書」朗読)

以上でございます。よろしく申し上げます。

議長（永田耕朗君）

質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。

この陳情について、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、受理番号 10 号、介護職員処遇改善加算の継続、拡充を求める陳情書は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

本日の会議は、これもちまして終わります。

次の開会を、14 日の午前 9 時とします。

本日は、これをもって散会します。

散会 午後 2 時 50 分